

2026年6月30日循環資源委員会 次第

開催日時	令和8年6月30日（火） 14:00～16:00 （※会場都合により13時から入場可能です。）
会 場	TKP新橋汐留カンファレンスセンター カンファレンスルーム 4A 〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目1-16 汐留FSビル
13:30	受付開始
14:00	開会のあいさつ 講師の紹介
14:10	研修会 演題：一般廃棄物の適正処理の推進について 講師：環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 廃棄物適正処理推進企画官 福井和樹様
15:10	質疑応答
	中締め・アンケート
	休憩
15:40	循環資源委員会・全体会議
15:55	閉会のあいさつ



一般廃棄物の適正処理の推進について

令和8年6月30日（火）

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 課長補佐 福井 和樹



- 1. 一般廃棄物の適正処理の推進**
- 2. 循環型社会・循環経済の概要**
- 3. 災害廃棄物の対応**

1. 一般廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理～廃棄物行政の原点～

- 生活の中で必ず発生する「ごみ」や「し尿」は、適切に処理しなければ、市民の生活環境や公衆衛生への悪影響が直ちに懸念される。
- また、事業活動の中で発生する廃棄物の処理は、排出事業者にとってコストであり、適正な処理が進むように、適切な枠組みが整っていることが必要。
- 他方、迷惑施設と受け止められがちな廃棄物処理施設は、立地までに多くの労力が必要となることが多い。
- 戦後、我が国は、責任主体の明確化と廃棄物の処理を行う業や施設の許可制を軸とした必要な法規制と施設整備の支援により、廃棄物の適正処理を確保。

経済成長の裏返し

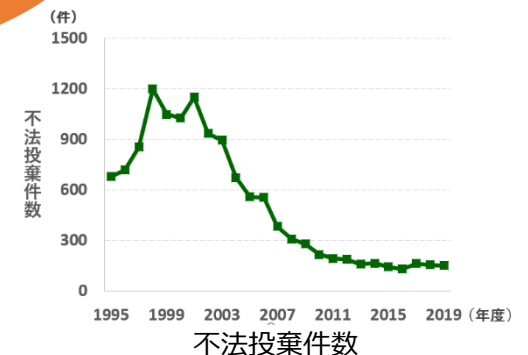
ごみの増大と多様化

市民の感覚

処理施設への忌避感

- 適正処理困難物の出現
- ごみ処理の押し付け合い
- 不法投棄

生じる事態



**一般廃棄物の適正処理の推進に当たっては、
何よりも一般廃棄物処理計画の適正な策定及び
運用の徹底が不可欠**

【廃棄物処理法（抜粋）】

第6条第1項

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

第6条の2第1項

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。

- ① 平成20年6月19日付け廃対課長通知（6.19通知）
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」
- ② 平成26年10月8日付け廃リ部長通知（10.8通知）
「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知）」
- ③ 平成29年3月21日付け廃対課長・産廃課長通知（3.21通知）
「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」

1. 環境保全の重要性

市町村の一般廃棄物行政においては、環境保全を前提とし、国民の安全・安心が確保が確保されることを軸に循環型社会の形成のための施策を推進。

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しており、自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するなど、市町村の処理責任は極めて重い。

※委託基準は、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものであることを明記。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

市町村は、統括的な処理責任の下、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるのが一般廃棄物処理計画である。同計画の策定・適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底。

「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知）」

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重いことを、改めて部長名で通知。

2. 平成26年1月28日最高裁判決の趣旨

判決は、廃掃法において「一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。」との考えに基づくもの。法の目的及び趣旨に沿ったものであることから、これを改めて認識の上、一般廃棄物処理計画を適正に策定・運用。

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」

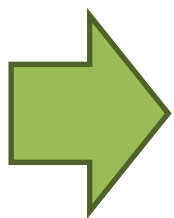
1. 排出事業者責任とその重要性

排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、許可を受けた業者等の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならない。排出事業者責任に関する各規定の遵守を改めて認識する必要。

2. 規制権限の及ばない第三者

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容は、排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、排出事業者として自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではないこと。これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれ。

※以上2点について、都道府県、市町村だけでなく、排出事業者、廃棄物処理業者にも周知



**現在もなお重要な課題であり、引き続き環境省ウェブサイトにて
排出事業者責任の徹底について周知を図っている**

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>



「許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について（通知）」

1. 通知の背景

- ・ 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、学校法人の子会社等が学校法人から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市町村の一般廃棄物処理施設まで運搬した事実が判明。
- ・ 学校法人は、市町村から再三是正するよう指導されていたにもかかわらず、指導に従わず、無許可の事業者一般廃棄物の収集運搬の委託を継続して行っていた。

2. 通知の概要

- ・ 廃棄物処理法においては、他の事業者から排出される一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該業を行う区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないとされている。
- ・ このような事案は、一般廃棄物の適正な処理への信頼を損ないかねない事態である。
- ・ 都道府県におかれては、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて一般廃棄物の排出事業者への周知の徹底及び適切な指導を行うとともに、類似の事案を把握した場合には厳正な対処を行うよう、貴管内市町村等に対する周知をお願いしたい。

事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理

(事業活動に伴って生じた廃棄物)

産業廃棄物

- ◆ 排出事業者の処理責任（数次にわたる法改正で厳格な対応）
 - ✓ 委託基準の遵守、マニフェストの交付、書面の契約等
 - ✓ 排出事業者は、産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努める 等

事業系一般廃棄物

- ◆ 市町村の統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき適正に処理



市町村の
産廃/一廃
の解釈

市町村の適正処理の確保を前提に次の観点が重要

- ・産業廃棄物と一般廃棄物の処理責任の相違
- ・産業廃棄物処理と一般廃棄物処理に係る規制の相違
- ・産業廃棄物処理に係る都道府県（又は政令市）と一般廃棄物処理に係る市町村が綿密に連携した事業者に対する十分な周知、適正処理の確保



市町村が、事業系廃棄物の取扱いについて、一般廃棄物又は産業廃棄物とする解釈を変更する場合には、産業廃棄物の適正処理に努めることとされている都道府県に相談した上で、排出事業者への周知を徹底する必要がある。

- 前記の観点を踏まえ、一般廃棄物処理計画に基づく市町村の一般廃棄物処理体制のみならず、産業廃棄物処理体制を確保していくことが重要である。
- 特に、次の点に留意する必要がある。
 - ・ 事業系廃棄物には、腐敗性の固形・液体廃棄物と渾然一体となって排出される場合があるが、このようなものは、完全に分別することが困難であることや、公衆衛生の観点から速やかな処理が重視されるべきものであることから、通常事業系一般廃棄物として扱われているものと考えられること
 - ・ 小規模事業場や個人商店等の事業所から排出され、可燃ごみ等として扱われてきた少量の廃プラスチック等の廃棄物を産業廃棄物として扱う場合には、これらの小規模事業者に対して、排出事業者責任に基づく産業廃棄物の様々な規制が掛かること

お寺で供養
してもらうもの

捨てるもの **廃棄物**

生活ごみ、中古としての価値の
ない家電、家具など

買い取れるもの **中古品**

中古品としての価値のあるものを買取りす
る場合、古物商の許可が必要。

ご遺族の元に
届けるもの

- 一般家庭で整理した遺品の中で廃棄するものは**一般廃棄物**。
- 一般廃棄物の収集運搬許可を得ていない遺品整理業者ができる業務は、依頼を受けた家庭の敷地内で、遺品を整理するところまで。
- 廃棄する遺品を敷地外へ運搬する必要がある場合には、必ず、排出者（遺品整理の依頼者）に依頼して指定の収集日に出してもらうか、排出者から直接、一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託すること。
- 一般廃棄物の収集運搬許可を得ていない遺品整理業者が自ら運搬することは、廃棄物処理法違反。
- なお、家庭から排出される一般廃棄物である遺品は、産業廃棄物の収集運搬業許可はもちろん、事業系一般廃棄物に限定された収集運搬業許可でも運搬はできないことに注意。

違法な廃棄物回収業者への対策の一つとしては、例えば次のような対応が考えられる

- ・ 適切な許可を有する収集運搬業者を紹介すること、
- ・ 事業系一般廃棄物の許可業者等に対して家庭からの一時多量ごみの収集・運搬に限定した許可を追加的に与えること等により、地域住民のニーズに対応しつつ適法な廃棄物処理業者による収集体制を整えること など

残置物の処理責任

- 建築物の解体に伴い生じた廃棄物（解体物）については、その処理責任は当該解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請業者にある。
- 一方、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

残置物の適正な処理の確保

- 残置物については一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は当該廃棄物の種類及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。



一般廃棄物に該当する残置物については、一般廃棄物処理計画に沿った処理方法（市町村による収集、一般廃棄物処理業者による処理等）を示すなど、適正な処理が実施されるよう都道府県・市町村が周知・指導する必要。

- 市町村は、建築物の所有者等による適正な処理が行われなかった場合には、関係者に対して適正な処理方法を示すほか、必要に応じて市町村から適切な処理業者に対して残置物の処理を委託するなど、一般廃棄物の適正な処理をすることが必要。
- 残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託する者によっては産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、市町村からの当該残置物の処理に係る委託又は一般廃棄物処理業の許可を受けなければならない。
- リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合も同様。

- 市町村において3Rや熱回収等を進めるに当たっては、廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認するための3つのガイドラインの普及を促進
- いずれも2007年度に策定され、2013年度に見直しを実施
- 2020年度に会計基準、2021年度に有料化のガイドライン、**2024年度にシステム指針（一部）**をそれぞれ改訂

① 一般廃棄物会計基準（コスト分析のガイドライン）

- ◆市町村の一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法
- ◆目的
 - ・納税者に対する事業のコスト内訳等の説明
 - ・事業運営のあり方を検討するための基礎情報
 - ・費用対効果の検証、検証に基づく事業の改善

② 一般廃棄物処理有料化の手引き（有料化のガイドライン）

- ◆有料化導入を検討する際の検討手法を提示
- ◆内容
 - ・料金体系、料金水準、徴収方法、収集体制の変更等
 - ・円滑な導入及び実施（不法投棄等への対応）
 - ・有料化制度の評価と見直し

③ 一般廃棄物処理システム指針（分別収集区分や再生利用等に関するガイドライン）

- ◆標準的な分別収集区分、区分に応じた再生利用、適正処分の方法を提示
- ◆一般廃棄物処理システムの評価（発生抑制、資源回収、エネルギー回収、最終処分割合、温室効果ガス、処理経費等）の考え方

【一般廃棄物処理システム指針】

- ・一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示し、それにより市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるようにすることを目的とし平成19年6月に策定され、平成25年4月に改訂。令和7年3月に脱炭素化や資源循環の促進といった廃棄物処理システムを取り巻く社会情勢の動向等を考慮し一部改訂。
- ・一般廃棄物処理システム指針では、「標準的な分別収集区分及び回収方法の考え方」、「資源循環の方向性と適正な循環的利用・適正処分の考え方」、「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」、「循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方」などを示している。

【令和7年3月改訂の背景と概要】

- ・プラスチック資源循環促進法の施行に伴う製品プラスチックの分別収集・再商品化の促進、生ごみ・廃食用油・剪定枝等の廃棄物系バイオマスの分別収集・再資源化の推進、リチウム蓄電池等に起因する火災発生抑制といった、一般廃棄物の適正処理・資源循環を取り巻く社会情勢の動向に対応する必要性が高くなったことを踏まえて改訂。
- ・改訂の主な内容としては、標準的な分別収集区分として、製品プラスチック、バイオマス（生ごみ・廃食用油・剪定枝）、リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品を定めたこと。また、分散型資源回収拠点をはじめとする回収方法についても明示化した点が挙げられる。



改訂内容に対応する制度的措置として令和7年度から以下を実施。

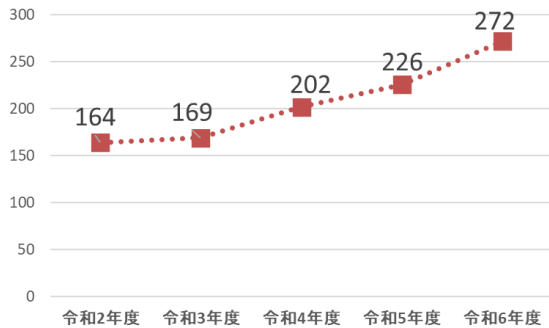
- ・市区町村が実施する可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集及び分別収集物の再資源化に要する経費について、特別交付税措置の設立。
- ・循環型社会形成推進交付金等における分散型資源回収拠点の整備事業への支援

リチウムイオン電池に起因する火災事故等の発生状況

- リチウムイオン電池は小型で軽量、エネルギー効率が高く、経済性に優れていることから様々な身の回りの製品に普及している。
- 廃棄物としての排出も増加傾向にあり、廃棄物処理時のリチウムイオン電池に起因すると疑われる火災事故等が発生。**令和6年度の発生件数は9,923件**(発煙・発火を含む発生件数:23,068件)であった。

火災事故等が発生している市町村数

○令和2年度～6年度件数

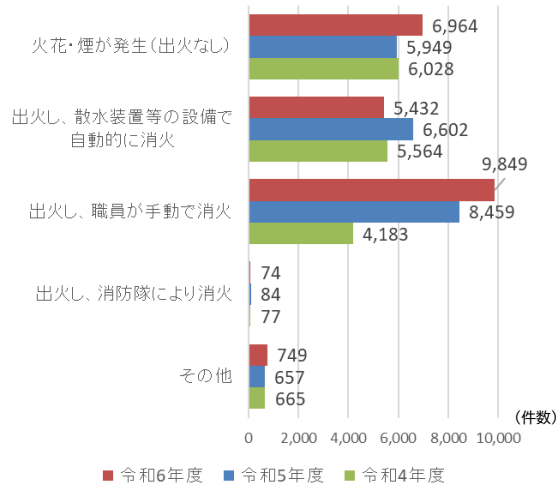


※「出火し、職員が手動で消火」、「出火し、消防隊による消火」のみの件数

データ出典：一般廃棄物処理実態調査

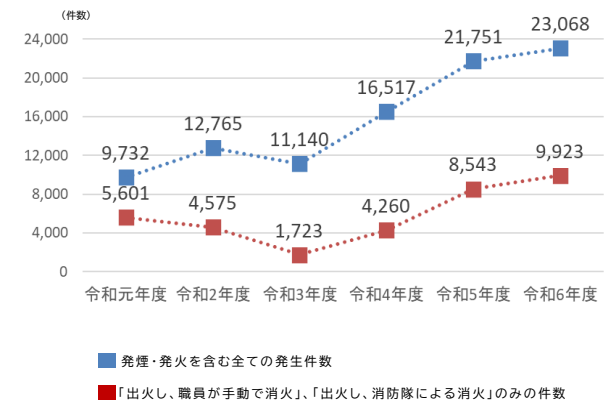
火災事故等の年間規模別発生件数

○令和4年度～6年度件数



火災事故等の発生件数推移

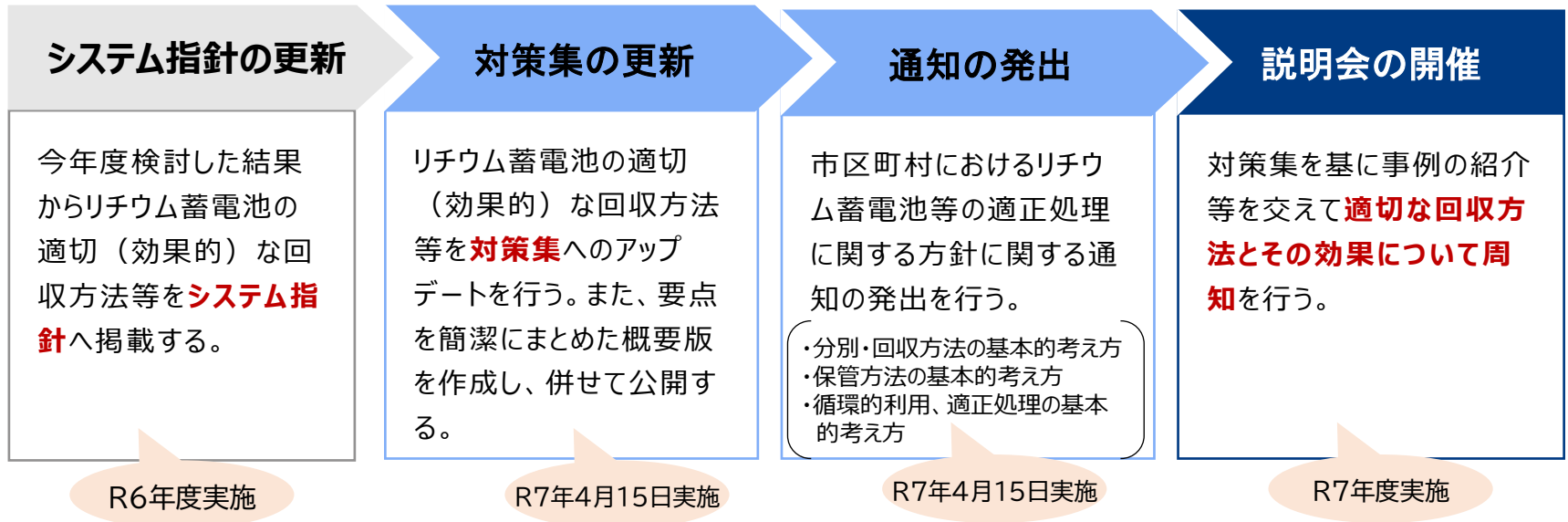
○令和元年度～6年度件数



火災等の発生は人命にかかわるばかりでなく、地域のごみ処理の停滞や莫大な施設修繕費の発生等につながる可能性がある。各自治体において、早急な対策実施等の対応が必要。

市区町村におけるリチウム蓄電池等の更なる適正処理に向けた環境省の取組

- 令和6年度、市区町村において、リチウム蓄電池及びその使用製品の適切な回収を更に促進する観点から、家庭ごみの標準的な回収方法等を示した「**市区町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針**」を改訂し、**リチウム蓄電池を1つの分別回収区分として設定**した。
- また、令和7年度、「**市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集**」の更新を行うとともに、分別回収を徹底していくため、**市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針に関する通知の発出**を行った。今後、全市区町村を対象とした説明会等を通じて周知を行っている。



市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）

（令和7年4月15日付け環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）

概要

- 廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、**リチウム蓄電池等に起因する火災事故等が頻繁に発生**している。**令和5年度**には、**全国の市町村において8,543件発生**しており深刻な課題となっている。
- こうした中、**リチウム蓄電池等の分別回収を行っている市町村は、令和5年度において75%**に留まっており、各市町村においてリチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理を更に徹底していく必要があることから、改めて**リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策を取りまとめ、通知を发出**した。

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

- **全ての市町村において**、当該市町村の区域内で発生するリチウム蓄電池等が一般廃棄物となったものの処理について廃棄物処理法第6条第1項の一般廃棄物処理計画に位置付けること等により、**家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制を構築していく必要がある。**

2. リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針

- 分別収集区分が分かりやすく排出しやすいなど**住民にとって利便性が高い収集方法とすること。**
- **回収したリチウム蓄電池等の保管を適切に行うこと。**
- 可能な限り回収したリチウム蓄電池等を**国内の適正処理が可能な事業者**に引き渡すことで、**循環的利用、適正処理を行うこと。**

3. リチウム蓄電池等の適正処理に関する対策

- (1) 分別・回収方法の基本的な考え方
 - 住民に対して、製造事業者等の自主回収の対象品だけでなく自主回収を行っていないリチウム蓄電池及び膨張・変形したリチウム蓄電池の排出方法を明示すること。
 - 家庭で不要となったリチウム蓄電池等を退蔵させず、また、他のごみ区分への混入を防ぐため、**住民にとって利便性が高い分別収集（ステーション・戸別）を基本として分別収集を行うこと。**
 - 火災事故の発生状況その他地域の特性に応じて、分別収集（ステーション・戸別）と**拠点回収（分散型回収拠点や回収ボックス等による回収）を併用し、住民の利便性を更に高めること。**
 - 使用されている製品の品目を具体的に示す等して、リチウム蓄電池等の不適切なごみ区分への混入を防ぐための周知を行うこと。
- (2) 保管方法の基本的な考え方
 - **膨張・変形したリチウム蓄電池等は耐火性の容器に保管**すること。
- (3) 循環的利用、適正処分の基本的な考え方
 - 必要に応じて性状や品目ごとに分別し、回収したリチウム蓄電池等は、可能な限り、再資源化事業者、小型家電リサイクル法の認定事業者等を通じて、**国内の適正処理が可能な事業者**に引き渡すこと。

4. 消火設備その他火災事故等防止に必要な設備の整備について

- 市町村等が一般廃棄物処理施設の整備に当たって**消火設備その他火災防止に必要な設備の整備を行う場合**、基本的には**循環型社会形成推進交付金等の対象**となることから、設備の整備に当たっては積極的に活用を検討されたい。



リチウムイオン電池総合対策パッケージ

〔令和7年12月22日リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議
(消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省)〕

リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する(2030年まで)

※下線・太字は新たな取組

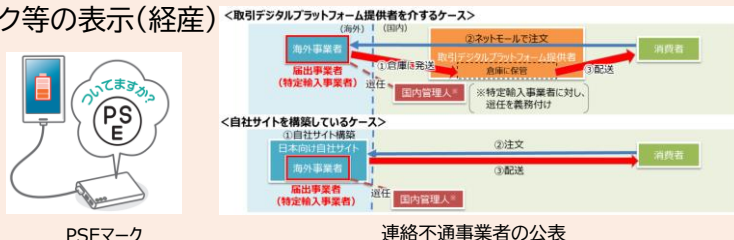
①国民・事業者への周知啓発

- 多様な媒体や多言語(英語、中国語等)を活用した政府全体ワンボイスでの情報発信
- 情報を一元化するポータルサイトの設置
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン等の実施



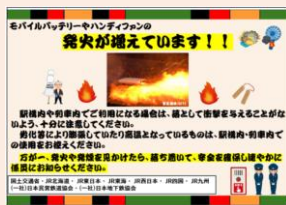
②製造・輸入・販売時の対策

- 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底(経産)
- 連絡不通事業者の公表(経産)
- ネットパトロール事業による違法製品監視強化(経産)
- NITE※による発火原因究明の体制強化(経産) ※製品評価技術基盤機構
- 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示(経産)



③使用時の対策

- 若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化(消費、消防、経産、環境)
- リコール情報の周知強化(消費、経産)
- 公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知(国交)
- リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携(消防、経産)
- リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討(消防)



注意喚起ポスター(鉄道)



製品の火災調査

④廃棄時の対策

- 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進(経産、環境)
- 他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応(環境)
- 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援(環境)
- 膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定(環境)
- 消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化(環境、消費)



分別回収ボックス



リチウムイオン電池火災防止強化キャンペーン

⑤処理・再利用の対策

- 廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援(環境)
- 広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援(環境)
- 不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援(環境)
- リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援(経産)



AIを活用した高度選別機



広域的収集事業スキーム

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）

- 廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、**昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要**
- 一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の**適切な転嫁のための重要事項**についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることを**各都道府県知事宛**に局長名で通知

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

- ・市町村には、その区域内における一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならないという重い責任
- ・適正処理、構造的な賃上げの実現等のためには、適切な委託料等が事業者を支払われることが重要

2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について

価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項を整理

- (1)「発注者として採るべき行動／求められる行動」について
- (2)ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項
- (3)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項

3. 令和6年度地方財政計画について

令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に300億円が計上

※令和7年度地方財政計画では同600億円を計上
(前年度比+300億円)

上記については廃棄物主管部局のみならず契約担当部局や財政担当部局等も含めた全庁的な対応が必要であることから、環境再生・資源循環局長通知によりハイレベルに周知

※環境省の依頼により総務省を通じての財政担当部局等への周知も実施

令和7年度に、この通知を受けた対応状況等について**フォローアップ調査**を実施

9.30通知の主な記載内容①

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

- 市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、適正な処理を確保しなければならないという、**極めて重い責任**を有する。

市町村の委託料関係

- 市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。
- 委託基準には、「**受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること**」が定められており、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視している。
- この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、**業務の確実な履行に支障を生ずる可能性**があることのみならず、**働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現することが困難**となることに留意が必要である。

許可業者の処理料金関係

- 一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、廃棄物処理法第7条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。
- このため、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、必要に応じて**適切な環境整備が行われる必要**がある。

9.30通知の主な記載内容②

2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について

(1)「発注者として採るべき行動／求められる行動」について

- 発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料※に基づくものとする。
- 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを**合理的な根拠があるものとして尊重**し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

※都道府県別の最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥協額やその上昇率、公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃 等

(2)ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項

- 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた**適切な予定価格の作成**、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る**契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施**等の適切な対策を講ずることが求められる。
- 一般廃棄物処理業務の**委託契約に際しては**、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、**適切に予定価格を作成することが求められる**。

(3)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項

- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の趣旨等を踏まえ、役務等の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、**契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応**することが求められている。

3. 令和6年度地方財政計画について

- 令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に300億円が計上されている。
- 一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、こうした地方財政計画における対応状況も踏まえ、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応する必要がある。

（参考）

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

（令和6年9月30日付け総行行第439号総務省自治行政局行政課長通知）

- 地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁について、総務省自治行政局行政課から各都道府県等の財政担当部局等に周知。
- 環境省発出の通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の趣旨や令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえて対応することにより、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るよう依頼。

※令和7年度地方財政計画では、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に600億円を計上（前年度比+300億円）※普通交付税の単位費用措置を3%程度引き上げ

中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」

・ 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。

・ アンケート調査等を実施

○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年9月24日～11月7日

○回答企業数 69,988社（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

○中小企業庁HP：価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として価格転嫁してもらっている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。また、2025年3月と比べ、**上位業種と下位業種の転嫁率の差が拡大している。**
- 廃棄物処理は前回調査より改善が見えるものの、**価格転嫁率41.1%と30業種のうち28位。**

2025年9月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率			
					原材料費	エネルギー費		労務費
全体			↑ 53.5% (52.4%)	↑ 55.0% (54.5%)	↑ 48.9% (47.8%)	↑ 50.0% (48.6%)		
業種別	1位	化学	↑ 66.7% (64.8%)	↑ 69.6% (69.3%)	↑ 62.5% (62.4%)	↓ 60.6% (61.3%)		
	2位	電機・情報通信機器	↑ 60.6% (58.4%)	↑ 64.5% (62.8%)	↑ 54.9% (52.7%)	↑ 56.0% (53.3%)		
	3位	機械製造業	↑ 59.4% (56.2%)	↑ 64.8% (63.3%)	↑ 55.2% (52.2%)	↑ 54.5% (50.6%)		
	3位	造船	↑ 59.4% (57.6%)	↑ 63.9% (60.2%)	↓ 55.1% (57.9%)	↑ 54.1% (51.0%)		
	5位	食品製造業	↓ 59.3% (60.3%)	↓ 60.2% (62.7%)	↑ 53.1% (52.2%)	↑ 53.2% (51.7%)		
	6位	自動車・自動車部品	↑ 58.9% (56.6%)	↑ 64.9% (63.7%)	↑ 56.0% (55.0%)	↑ 56.1% (53.4%)		
	7位	飲食サービス	↓ 57.2% (57.3%)	↑ 60.7% (58.4%)	↑ 48.4% (48.2%)	↑ 48.5% (46.1%)		
	8位	金融・保険	↑↑ 56.2% (51.1%)	↑↑ 58.6% (50.5%)	↑↑ 54.0% (45.6%)	↑↑ 56.0% (47.7%)		
	9位	金属	↑ 54.2% (50.9%)	↑ 58.5% (56.4%)	↑ 49.4% (47.5%)	↑ 48.9% (46.3%)		
	10位	卸売	↓ 54.1% (54.4%)	↓ 55.7% (56.5%)	↑ 49.4% (48.1%)	↑ 48.6% (47.4%)		
	11位	小売	↑ 54.0% (52.5%)	↑ 55.7% (53.4%)	↑ 48.3% (46.8%)	↑ 48.0% (46.3%)		
	12位	建設	↑ 53.2% (52.6%)	↑ 53.9% (53.7%)	↑ 49.8% (48.2%)	↑ 51.6% (50.4%)		
	13位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.9% (52.2%)	↓ 52.2% (53.5%)	↓ 48.6% (51.0%)	↓ 47.7% (49.5%)		
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓ 52.7% (53.6%)	↓ 53.2% (55.2%)	↓ 49.3% (50.1%)	↓ 50.5% (51.8%)		
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑ 52.4% (51.5%)	↓ 49.9% (50.6%)	↓ 45.8% (48.1%)	↓ 48.9% (49.3%)		
	16位	不動産業・物品賃貸	↑ 51.7% (48.5%)	↑ 51.3% (49.0%)	↑ 47.2% (46.0%)	↑ 48.3% (47.0%)		
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↓ 50.9% (54.3%)	↓ 46.1% (50.5%)	↓ 43.2% (46.0%)	↓ 51.3% (53.6%)		
	18位	石油製品・石炭製品製造	↑ 50.0% (46.0%)	↓ 55.6% (55.6%)	↑ 44.9% (42.4%)	↑ 44.6% (41.2%)		
	18位	紙・紙加工	↓ 50.0% (51.4%)	↑ 53.2% (52.5%)	↓ 45.5% (46.8%)	↓ 44.7% (46.7%)		
	20位	印刷	↑ 49.9% (47.7%)	↑ 49.8% (48.9%)	↑ 42.7% (41.3%)	↑ 44.0% (39.6%)		
	21位	生活関連サービス	↓ 48.9% (50.2%)	↑ 49.8% (48.9%)	↓ 42.3% (44.5%)	↑ 44.2% (43.4%)		
	22位	繊維	↑ 48.1% (47.5%)	↑ 51.6% (49.1%)	↑ 44.6% (41.6%)	↑ 44.8% (41.7%)		
	23位	建材・住宅設備	↑ 47.2% (46.6%)	↑ 48.9% (48.3%)	↓ 40.9% (41.3%)	↑ 41.6% (39.5%)		
	24位	製薬	↓↓↓ 46.7% (64.1%)	↓↓↓ 50.8% (68.7%)	↓↓↓ 46.0% (56.6%)	↓↓↓ 42.6% (61.7%)		
	25位	通信	↑↑ 46.6% (37.7%)	↑↑ 46.6% (37.2%)	↑↑ 43.4% (34.1%)	↑↑ 45.9% (37.3%)		
	26位	広告	↑ 43.4% (38.7%)	↓ 43.6% (48.4%)	↓ 33.5% (37.8%)	↑↑ 42.8% (36.3%)		
	27位	農業・林業	↓ 42.3% (45.0%)	↓ 41.9% (44.6%)	↓ 38.7% (41.3%)	↓ 38.1% (38.9%)		
	28位	廃棄物処理	↑ 41.1% (39.3%)	↑ 38.0% (37.2%)	↑ 36.0% (34.4%)	↓ 34.9% (35.3%)		
	29位	放送コンテンツ	↓ 40.1% (43.2%)	↓ 41.6% (44.6%)	↓ 34.2% (36.0%)	↓ 37.7% (41.7%)		
	30位	トラック運送	↓ 34.7% (36.1%)	↓ 31.3% (32.1%)	↓ 30.4% (33.1%)	↓ 31.0% (32.8%)		
-	その他	-	-	-	-			

※2025年3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇 ※（）内は前回の転嫁率を示す。

出典：中小企業庁【価格交渉促進月間(2025年9月)フォローアップ調査結果】

価格転嫁の状況の都道府県別ランキング【発注企業の所在地ごとに集計】

- 都道府県別の転嫁率は、上位の都道府県と下位の都道府県で10%以上の差が生じている。

2025年9月				転嫁率	件数				転嫁率	回答件数
全体				53.5%	86,538					
都道府県別	1位	中国	島根県	58.6%	724	25位	九州	宮崎県	52.0%	683
	2位	九州	大分県	56.5%	750	26位	四国	愛媛県	51.8%	1,398
	3位	中国	鳥取県	56.5%	524	27位	中部	石川県	51.7%	365
	4位	中国	山口県	56.0%	1,183	28位	関東	埼玉県	51.5%	1,510
	5位	東北	秋田県	56.0%	81	29位	中国	岡山県	51.5%	1,720
	6位	九州	長崎県	55.8%	837	30位	近畿	京都府	51.4%	2,087
	7位	北海道	北海道	55.5%	867	31位	中部	愛知県	51.4%	3,855
	8位	中国	広島県	55.3%	3,090	32位	近畿	滋賀県	51.1%	718
	9位	四国	高知県	55.3%	592	33位	中部	富山県	50.9%	396
	10位	九州	鹿児島県	55.1%	1,046	34位	東北	福島県	49.7%	281
	11位	関東	東京都	54.9%	27,552	35位	中部	三重県	49.5%	889
	12位	東北	青森県	54.8%	189	36位	中部	岐阜県	49.5%	798
	13位	近畿	兵庫県	54.8%	3,528	37位	関東	静岡県	49.4%	1,422
	14位	九州	熊本県	54.0%	1,181	38位	近畿	和歌山県	49.2%	483
	15位	四国	香川県	53.9%	1,000	39位	近畿	奈良県	48.9%	413
	16位	関東	神奈川県	53.8%	2,896	40位	関東	長野県	48.2%	582
	17位	九州	福岡県	53.7%	4,330	41位	東北	宮城県	48.1%	395
	18位	関東	千葉県	53.6%	971	42位	近畿	福井県	47.7%	343
	19位	関東	茨城県	53.2%	397	43位	関東	栃木県	47.2%	308
	20位	近畿	大阪府	53.2%	12,329	44位	四国	徳島県	47.2%	491
	21位	関東	新潟県	53.2%	533	45位	関東	山梨県	46.0%	180
	22位	東北	山形県	52.2%	187	46位	関東	群馬県	45.8%	455
	23位	九州	佐賀県	52.1%	650	47位	東北	岩手県	45.5%	168
	24位	沖縄	沖縄県	52.1%	859					

<参考> 受託中小企業振興法 ※改正法により地方公共団体の責務規定を新設。

第二十三条 (略)

2 地方公共団体は、前項の国の施策とあいまつて、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するように努めるものとする。

出典：中小企業庁【価格交渉促進月間(2025年9月)フォローアップ調査結果】

9.30通知フォローアップ調査概要



本調査の概要

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、環境省においては、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、「一般廃棄物応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）。以下「9月30日付け通知」という。）を発出したところである。

環境省では、9月30日付け通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査を実施した。

（調査対象）

全国1,741市区町村（回収率100%）

（調査時点）

令和7年5月30日時点

○令和7年10月31日に本調査結果及びこれを踏まえた留意事項について、各都道府県宛てに事務連絡を発出。

○9.30通知を受けた市町村の対応状況等について、**今後もフォローアップ調査を行うことを予定**している旨を記載。

9.30通知フォローアップ調査結果①



適正な価格転嫁のための適切な環境整備について

市町村が条例で定める処理手数料（廃棄物処理法第7条第12項に規定する手数料をいう）に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストが適正に転嫁されるよう、市町村において必要に応じて適切な環境整備を行っているかについて質問した。

行った	行う予定	行っていない	許可業者が存在しない (直営又は委託)
249	169	668	640

1,741市町村中、1,726市町村が回答（回答回収率99.1%）

9.30通知フォローアップ調査結果②



契約の受託者と受託料に関する交渉について

9月30日付け通知発出以降、市町村が収集を委託している一般廃棄物のうち、契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件の契約（以下「主な一般廃棄物収集委託の契約」という）の受託者と受託料に関する交渉の有無について質問した。

あった （受託者から 申入れを行った）	あった （市町村から 申入れを行った）	あった （受託者及び市町村 から申入れを行った）	なかった
171	104	140	1,298

1,741市町村中、1,713市町村が回答（回答率98.4%）

9.30通知フォローアップ調査結果③



受託料の引き上げを行ったかについて

スライド35の設問で「あった」と回答した市町村に対して、受託料の引き上げを行ったか、また、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて質問した。

行った (満額受け 入れた)	一部行った (満額は受け入れなかった)		行わなかった		協議の内容 が価格に関す るものではな かった	その他
	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし		
145	142	26	20	12	4	66

交渉があったと回答した415市町村中、415市町村が回答（回答率100%）

「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇時における 令和6年9月30日付け通知等を踏まえた対応について」

(令和8年4月14日付け事務連絡)

- 今般の中東情勢を受け、経済産業大臣から「**中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について**」(令和8年3月27日付け20260325中第4号)が要請された。
- 廃棄物処理業においても**エネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に努めることが不可欠**
- 今般の中東情勢を受けた**エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項**についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることを**各都道府県知事宛**に通知
- 廃棄物処理事業に必要となる燃料油や薬剤、梱包資材、ごみ袋等の石油製品についての調達に影響が見られる場合には、**相談窓口を活用**するよう各自治体宛てに周知

廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について（周知）

（令和8年3月16日付け環境省環境再生資源循環局資源循環課・廃棄物適正処理推進課事務連絡）



令和7年6月成立、令和8年4月施行の「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号）及び**国土交通省事務連絡**について、以下の内容を周知。

- **貨物自動車運送事業に係る許可等に関する従前の取扱いを変更するものではない。**
- **既に各自治体において地方運輸局等と整理がなされている場合において、当該整理を踏まえた対応を妨げるものではない。**
- 廃棄物の運搬における安全の確保は重要であり、貨物自動車運送事業法を参考にさせていただく等して、廃棄物処理における安全の確保等に係る取組を進めていただくようお願い。

国土交通省事務連絡

貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて

（令和8年3月16日付け国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長事務連絡）

■ 貨物自動車運送事業法（トラック法）

⇒他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、法の許可等が必要。

他方で、自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行う場合については、法の許可等を要しない。

- **廃棄物処理業者**が、発注者である**市町村**や**排出事業者**と締結した包括的な**委託等契約に基づき、廃棄物の運搬と、その他の廃棄物の処理（収集又は処分）を一体的に実施する場合は、法の許可等を要しない**ものと解される。

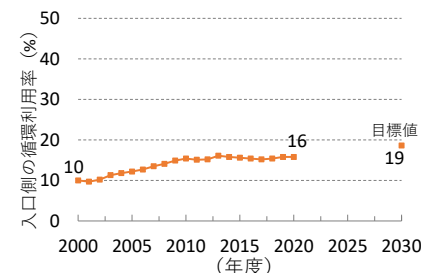
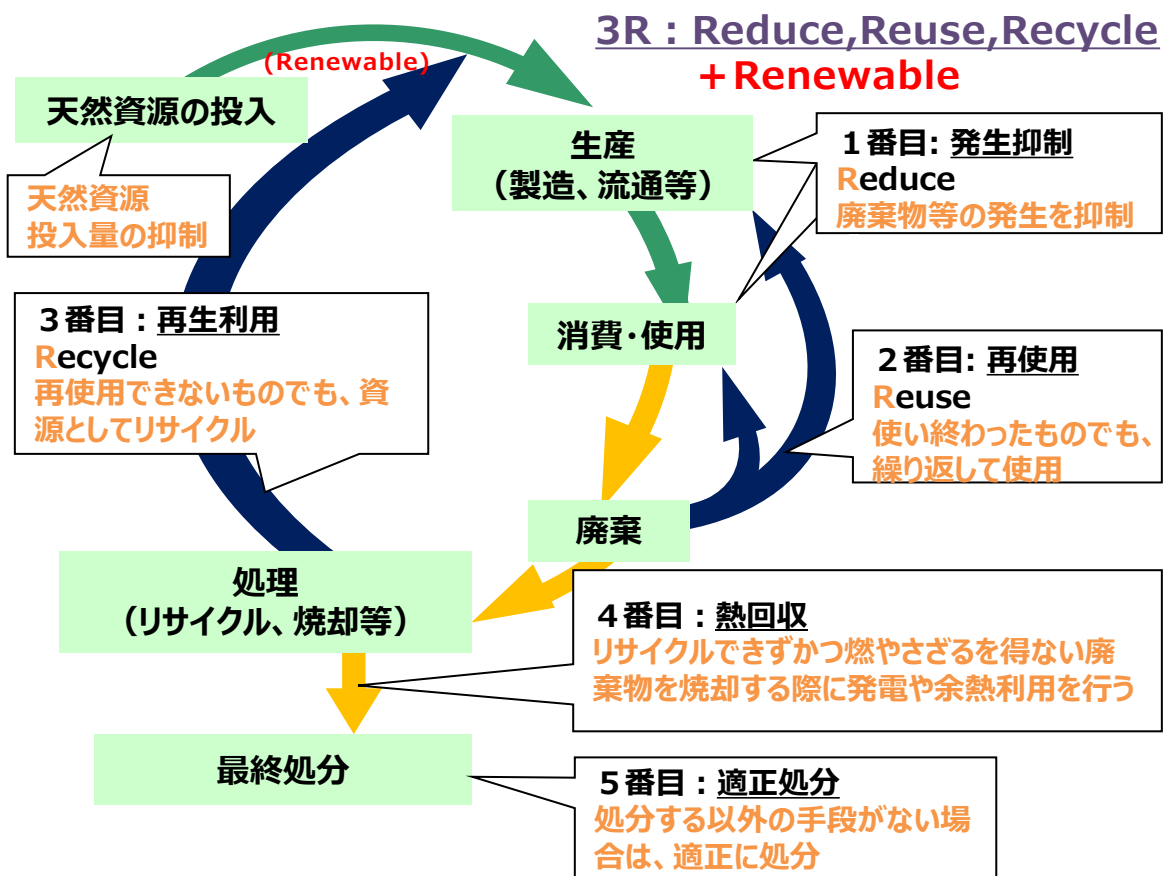


（一般、産業）廃棄物の運搬について、殊更委託契約において「収集」を排除している等の事情がない限りは、**収集と運搬を一体的に実施されているもの**と考える。

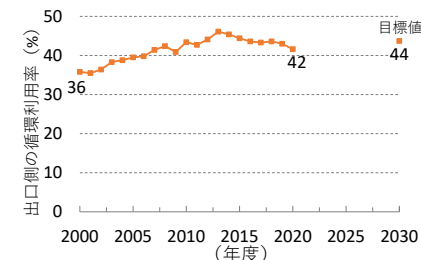
2. 循環型社会・循環経済の概要

循環型社会づくり

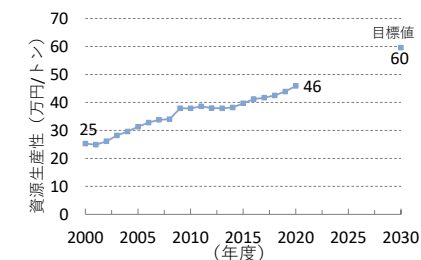
我が国では、最終処分場の逼迫などを背景として、2000年前後から、**廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分**により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」づくりを進めている。



入口側の循環利用率



出口側の循環利用率



資源生産性

循環型社会を形成するための法体系

環境基本法 H 6. 8 完全施行

環境基本計画 R 6. 5 第六次計画策定

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組法） H 13. 1 完全施行

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画

H 15. 3 公表
R 6. 8 第 5 次計画策定

廃棄物処理法

H 29. 6 / R 8. 6 一部改正

- ①廃棄物の発生抑制 ②廃棄物の適正処理（リサイクルを含む）③廃棄物処理施設の設置規制 ④廃棄物処理業者に対する規制 ⑤廃棄物処理基準の設定 ⑥要適正保管/再生使用済金属・プラスチック物品に関する規制 等

資源有効利用促進法

H 13. 4 全面改正施行、R 7. 5 一部改正

- ①再生資源の利用義務化、②環境配慮設計の促進、③GXに必要な原材料等の再資源化の促進、④サーキュラーエコノミーコマースの促進 等

再資源化事業等高度化法

R 6. 5 公布 R 7. 2 一部施行 R 7. 11 完全施行

- ①再資源化の促進（底上げ） ②再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

プラスチック資源循環法

R 4. 4 施行

[多種多様な個別物品の特性に応じた規制]

素材に着目した包括的な法制度

容器包装
リサイクル法



びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等

H 12. 4 完全施行
H 18. 6 一部改正

家電
リサイクル法



エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機

H 13. 4 完全施行

食品
リサイクル法



食品残さ

H 13. 5 完全施行
H 19. 6 一部改正

建設
リサイクル法



木材、コンクリート、アスファルト

H 14. 5 完全施行

自動車
リサイクル法



自動車

H 17. 1 本格施行

小型家電
リサイクル法



小型電子機器等

H 25. 4 施行

太陽光パネル
リサイクル法



太陽光パネル

R 8. 6 公布

グリーン購入法（国が率先して再生品などの調達を推進） H 13. 4 完全施行

※この他、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」がある。（R 7. 6 施行）

循環経済に関する関係閣僚会議の開催



- 循環経済の実現を国家戦略として、政府全体で戦略的・統合的に行うため、循環経済に関する関係閣僚会議を開催。
- 循環経済への移行を加速するため、第4回関係閣僚会議において「**循環経済行動計画**」を決定。

第4回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年4月21日）

- ・ 「**循環経済行動計画**」を会議決定。
- ・ 2030年に向け、鉄や永久磁石などについて**再生材供給目標を設定した「メタルリサイクル推進戦略」**を循環経済行動計画に位置付け、金属やプラスチックの**再資源化拠点の構築等に官民で約1兆円の投資**を目指す。



第4回閣僚会議の様子
(首相官邸HP)

過去の開催

第3回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年3月6日）

- ・ 議長の内閣官房長官より、「循環経済行動計画」を同年4月を目途に取りまとめるよう指示。
- ・ 構成員として、総務大臣、外務大臣、財務大臣を追加。局長級の幹事会を設置。

第2回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年12月27日）

- ・ 「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。
- ・ 総理から、本閣僚会議が今後とも司令塔となって、国家戦略として循環経済への移行を推し進めるよう発言。

第1回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年7月30日）

- ・ 第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承。

会議趣旨：循環経済の実現を国家戦略として、政府全体で戦略的・統合的に行うため、循環経済に関する関係閣僚会議を開催。

議長：内閣官房長官 **副議長**：経済産業大臣、環境大臣

構成員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、
総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

「循環経済行動計画」概要

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 (重要鉱物、金属資源等)

<メタルリサイクル推進戦略>

・我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について**2030年までの再生材供給の目標**（需要に占める再生材の割合等）を設定。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。<マクロアプローチ>

鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保

アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来に

銅：国内で生産される銅(電解銅)の約3割を、再生資源由来に

永久磁石：国内供給される永久磁石原材料の約3割を、リサイクルで

※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。

・以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理<ミクロアプローチ>

(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

・投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築(予算面、金融面等)
(制度的措置を含む)

- ▶前処理・保管(備蓄機能を含む)・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成
- ▶都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発
- ▶資源循環産業の振興(事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保等)
- ▶太陽光パネルリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備等

・使用済物品(鉄スクラップ、永久磁石等)の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備等

・経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す

(2) 動静脈連携(製造業と資源循環産業)による産業競争力強化

・再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定(3年で100件以上)

・再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備(容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進、改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進)

・自動車製造業における再生プラの利用拡大のためのロードマップの実施(再生材利用認証スキーム、再生プラ集約拠点構想、鉄やアルミへの横展開(産官学コンソーシアム))

・再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの実装

・戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証

・AI、ロボットによる作業負荷軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成

(3) 循環資源の海外流出の抑制

・不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設(廃棄物処理法等改正案)

・金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策(関係機関(環境・経産・税関等)が連携した水際での対応の一層の強化等)

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせたインセンティブ創出

・再生材利用製品に係る公共調達の推進

・消費者受容性検証のための実証

・サーキュラーパートナーズ(CPs)を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進

・CEJマース市場拡大のため取組を促進

(5) 社会的課題への対応

・太陽光パネルリサイクル推進法案(判断基準の段階的強化)、リサイクル費用低減と処理体制の整備

・「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

・G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築(重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携)

・ASEAN主要国において、E-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等を支援

・パーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化(電子化により、数か月→1か月)

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

・資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援

・地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援

・「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進

・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進

・食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料(SAF)の供給・利用の促進

・サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進

4. 資源循環分野の国際ルール形成

・企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル(GCP)1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組

5. 循環経済を国民運動に

・「循環経済パートナーシップ(J4CE)」、「サーキュラーパートナーズ(CPs)」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進

・「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会に提出。
- 法案においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可のの特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電設備のサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

資源有効利用促進法（資源法）のR7年改正のポイント



①再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、**再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求め**る。

②環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、**特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設**。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置**。

③GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

- 高い回収目標等を掲げて**認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与**。

④CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等の**CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定**。

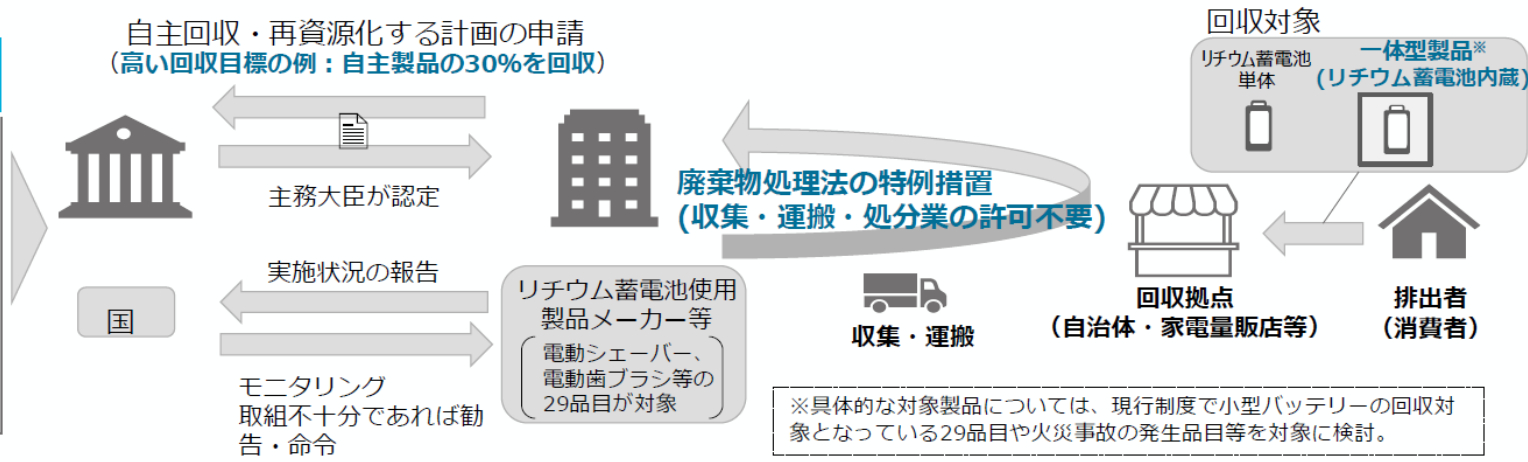
G Xに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）



- 現制度では、小型リチウム蓄電池やその使用製品のメーカー等に、リチウム蓄電池の回収・再資源化を義務付け。
- しかしながら、
 - ① 回収再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みとなっていない
 - ② 回収スキームが構築しにくい（広域回収には個別の自治体許可が必要）
 - ③ リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品の増加（一体型は義務対象外）こと等から、回収率が低い。
- リサイクル・廃棄物処理の現場で小型バッテリー起因の発火事故が増加、回収率向上の要請あり。
- このため、高い回収目標等を掲げ、認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収を促進。一体型製品である電源装置（モバイルバッテリー）、携帯電話用装置（スマートフォン等）、加熱式たばこデバイスを政令で義務の対象に追加。

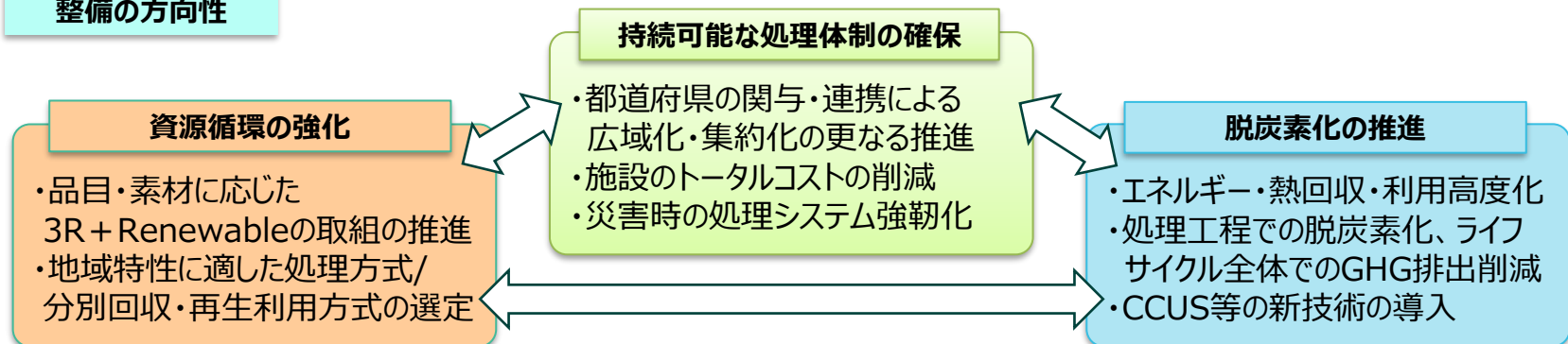
メーカー等による 小型リチウム蓄電池回収の課題

1. 回収再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みとなっていない
2. 広域回収には個別自治体許可が必要
3. 小型リチウム蓄電池取り外し不可の一体型製品の増加



- 一般廃棄物処理施設整備は、人口減少・少子高齢化下においても適正処理を通じた生活環境保全のために必要不可欠であり、中長期的な視点に立ち、災害時も含めた持続可能な処理体制の確保が不可欠。
- 3R + Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の取組を含む資源循環の強化が重要。
- 2050年カーボンニュートラル（CN）に向け、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの削減、エネルギー・熱回収の高度化、将来的なCCUS等の新技術の導入等の取組が必要。
- こうした課題等に対応するため、令和5年6月に新たな「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定。同計画に基づいて以下の視点から、より効果的・効率的な施設整備を推進していく。

整備の方向性



※それぞれの要素は密接に関わっているため複数の役割を持つが、代表的な役割に分類している。

具体的な対応策

- 以下の対応策について、財政的・技術的支援の段階的な見直し・拡充を実施
- ・都道府県の長期的な広域化・集約化計画の策定、先進的な広域化・集約化の促進
 - ・施設規模の適正化、更新需要の平準化
 - ・資源循環強化等の観点からの効果的な分別回収・再生利用の促進
 - ・エネルギー回収効率等のより高い施設整備の推進、官民連携による施設整備の推進
 - ・CO2分離回収等の技術開発の推進

3. 災害廃棄物の対応

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要であり、**被災地域の早期の復旧・復興**のために必要。

＜初動対応が遅れ、早期の復旧・復興に支障が生じた過去の事例＞

【事例 1】

初動対応の遅れにより、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物が集積された事例。

⇒このような集積場所が多数できると生活環境の悪化や、収集や解消に多大な労力を要する。



【事例 2】

仮置場に災害廃棄物が分別されずに混合状態で搬入された事例。

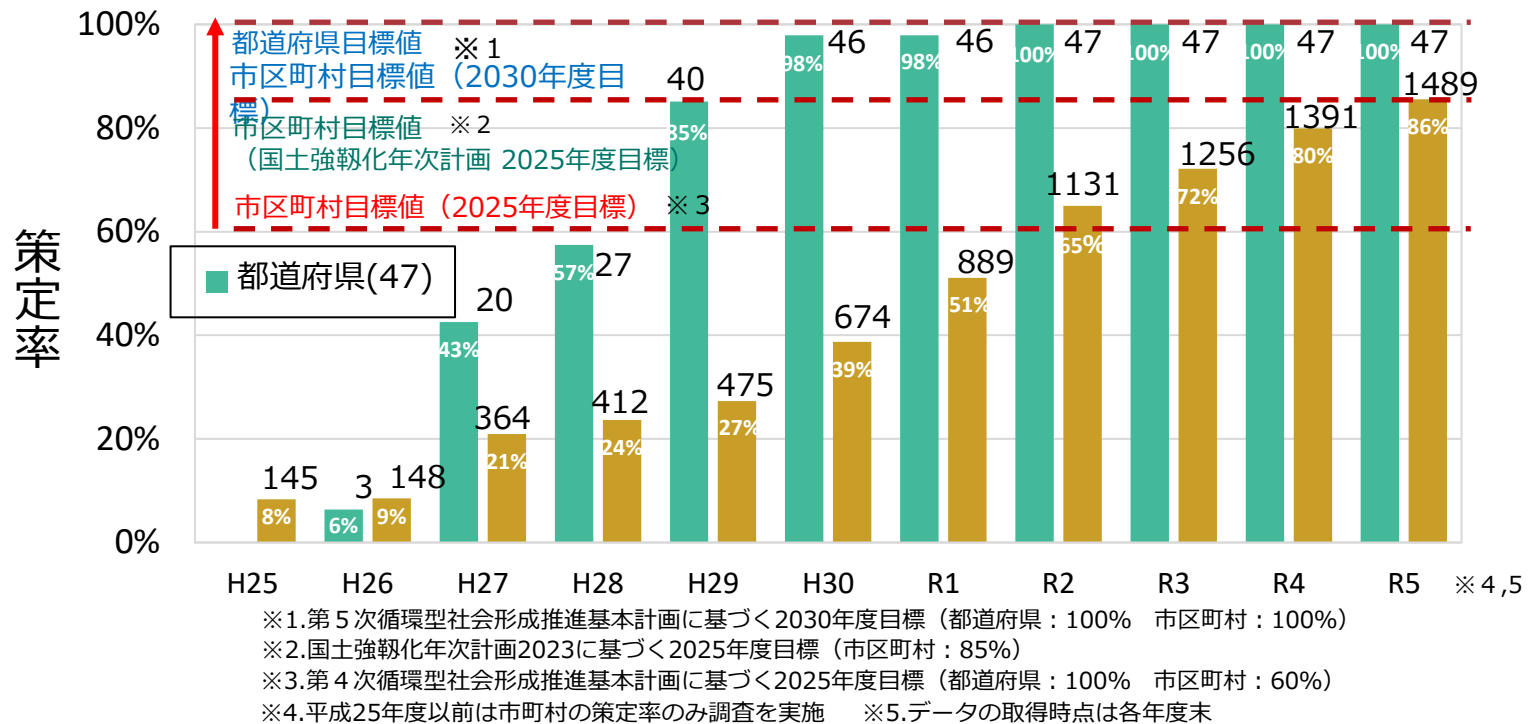
⇒災害廃棄物の搬出が困難になることや生活環境の悪化、処理・処分費用の増大、処理期間の長期化等が問題になる。



**事前準備（災害廃棄物処理計画）に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要！**

災害廃棄物処理計画の策定状況

- 市区町村の処理計画策定率は年々上昇している。
- 市区町村の策定率が当初目標の60%を超えたことから、国土強靱化年次計画にて令和7年度85%と目標を見直した。また、第5次循環型社会形成推進基本計画にて令和12年度100%の目標を設定。新目標の達成に向けて自治体への支援を促進している。






今後の 施策課題

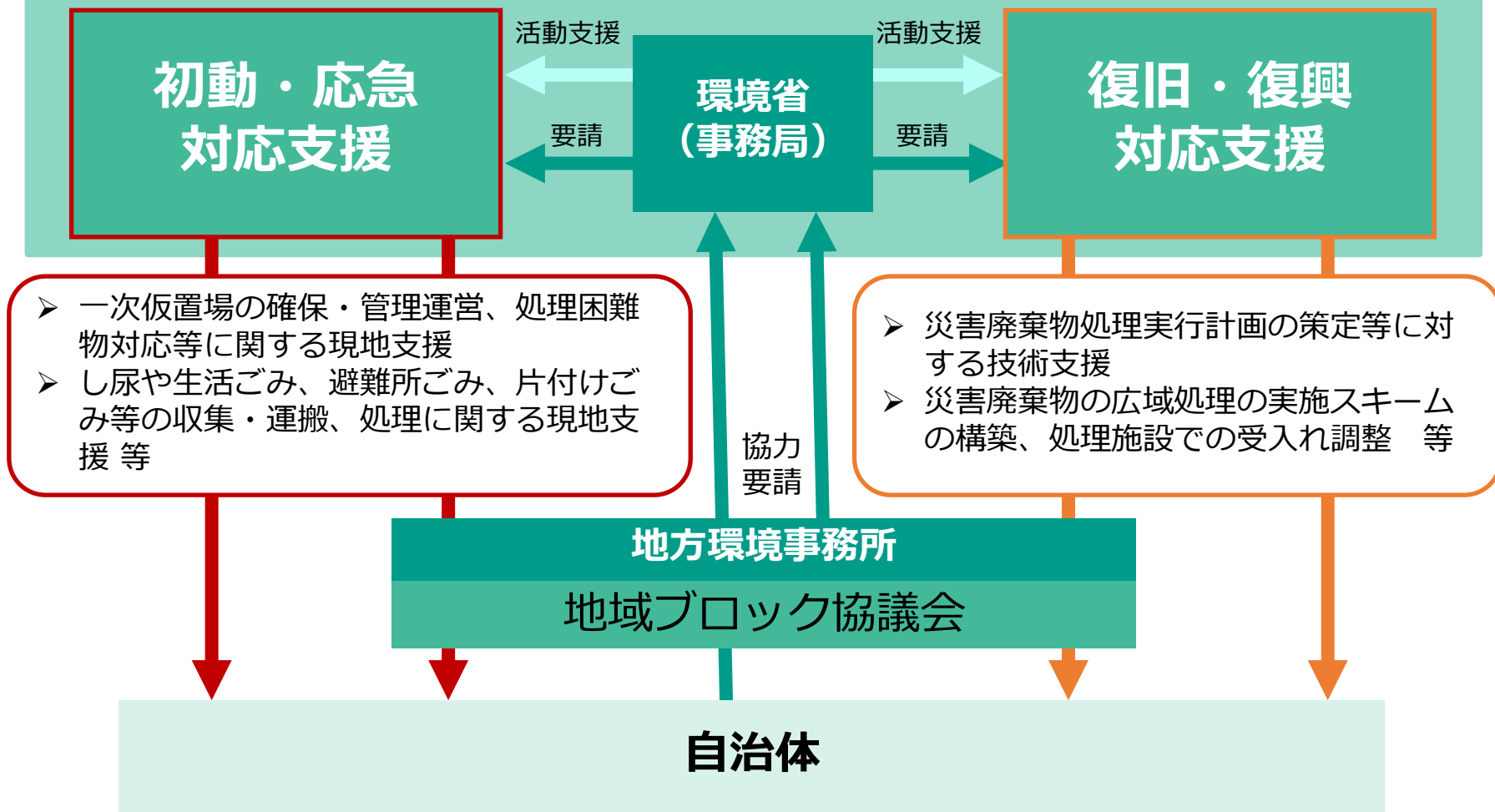
- ・ 未策定自治体における計画策定促進
- ・ 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

国（環境省）での施策方針

- ◆ まずは地方公共団体レベルで災害廃棄物の処理を行える体制作りをサポート
 - ◆ 同時に、市区町村で処理が難しい場合等に備え、広域レベルでの連携支援体制を構築
- ※ 災害廃棄物は市区町村が主体となって処理

	<p>地方公共団体 レベルの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定 ➢ 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む） ➢ 都道府県や近隣自治体との連携強化、災害協定の締結 ➢ 人材育成・確保、研修・セミナーへの参加 	<p>など</p>
	<p>地域ブロック レベルの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域ブロック協議会の運営、他省庁等との連携強化 ➢ 大規模災害に備えた行動計画の策定 ➢ 災害廃棄物対策の取組事例・処理ノウハウの共有 ➢ セミナーや人材交流等の人材育成 ➢ 合同防災訓練の実施 	<p>など</p>
	<p>全国レベルの 取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証 ➢ 国内の災害廃棄物取組状況の調査 ➢ 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む） ➢ 全国規模の地域ブロック間の広域連携の推進 ➢ 災害廃棄物処理に関する技術開発 ➢ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備 	<p>など</p>

D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）



初動・応急対応

(1) 研究・専門機関

(研究機関・学会)

- (国研) 国立環境研究所
- (一社) 廃棄物資源循環学会
- (公財) 廃棄物・3R研究財団

(専門機関)

- (一財) 日本環境衛生センター
- (公社) 日本ペストコントロール協会
- (公社) におい・かおり環境協会
- (公財) 自動車リサイクル促進センター

(2) 一般廃棄物関係団体

(自治体)

- (公社) 全国都市清掃会議

(民間)

- 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会
- 全国環境整備事業協同組合連合会
- (一社) 全国清掃事業連合会
- (一社) 日本環境保全協会

復旧・復興対応

(1) 研究・専門機関

(研究機関・学会)

- (国研) 国立環境研究所
- (公社) 地盤工学会
- (一社) 廃棄物資源循環学会

(専門機関)

- (一財) 日本環境衛生センター

(2) 廃棄物処理関係団体

- (一社) 環境衛生施設維持管理業協会
- (一社) 持続可能社会推進コンサルタント協会
- (一社) セメント協会
- (公社) 全国産業資源循環連合会
- (一社) 泥土リサイクル協会
- (一社) 日本環境衛生施設工業会
- (一社) 日本災害対応システムズ

(3) 建設業関係団体

- (公社) 全国解体工事業団体連合会
- (一社) 日本建設業連合会

(4) 輸送等関係団体

- 日本貨物鉄道株式会社
- 日本内航海運組合総連合会
- リサイクルポート推進協議会

災害廃棄物に関する特例（平成27年廃棄物処理法・災害対策基本法改正）

- 東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

（廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）

- 平時の備えを強化すべく、
- 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
 - 国、地方自治体及び事業者等**関係者間の連携・協力の責務の明確化**
 - 国が定める**基本方針**及び都道府県が定める**基本計画**の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

（廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係）

- 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- **市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
 - **産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。**

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

（災対法第86条の5第2項関係）

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等**についての指針を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

（災対法第86条の5第9項から第13項まで関係）

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。**

【廃棄物処理法の政令改正（平成27年）】

- 非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準（**再委託基準**）の改正

検討内容

令和6年能登半島地震をはじめとする改正法施行後の災害廃棄物対応の検証や、平成27年廃棄物処理法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検を行い、今後の災害廃棄物対策等について、災害廃棄物対策推進検討会において検討し、制度的対応が必要な事項は中央環境審議会にて審議いただく。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要

※令和8年6月12日成立

現状・課題

措置事項

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。

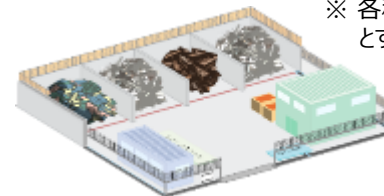


<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法等※の改正)

- 保管又は再生**を行う事業に関し、**許可制を導入**。
- 対象物品に応じた**保管、再生の方法の基準を設ける**。
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



<災害廃棄物の処理の推進>

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日> 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

※このほか、平成26年改正において手当てする必要があった廃棄物処理法第6条の2について、規定の修正を行う。

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け**、自治体と民間事業者等との間の**災害支援協定の締結の推進**。
- 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

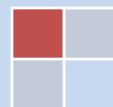
※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

ご清聴ありがとうございました。

2026年6月吉日

◆一般廃棄物収集運搬価格転嫁に関する
『実態調査』の集計結果

全国環境整備事業協同組合連合
循環資源委員会



【参考】一般廃棄物収集運搬価格転嫁に関する実態調査についての集計結果

◆アンケート詳細

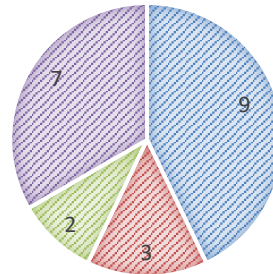
Q. 家庭ごみの営業区分について

集計結果	件
委託	9
許可	3
入札	2
委託と許可	7

許可については委託取外以外で突発的に発生するごみ等

Q. 家庭ごみの営業区分について

■ 委託 ■ 許可 ■ 入札 ■ 委託と許可

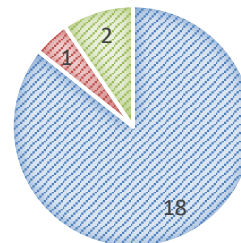


Q. 家庭ごみの区域割りにについて

集計結果	件
区域割り出来ている	18
区域割り出来ていない	1
その他	2

Q. 家庭ごみの区域割りにについて

■ 出来ている ■ 出来ていない ■ 許可出来ていない



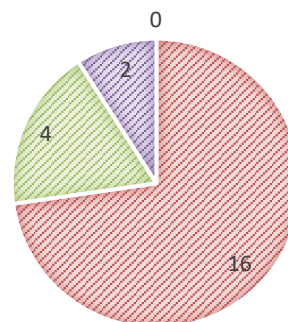
Q. 事業ごみの営業区分について

集計結果	件
委託	0
許可	16
入札	4
委託と許可	2

委託と許可については、市町村の公共施設等が委託であり、民間は許可である

Q. 事業ごみの営業区分について

■ 委託 ■ 許可 ■ 入札 ■ 委託と許可

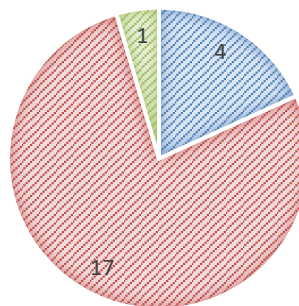


Q. 事業ごみの区域割りについて

集計結果	件
出来ている	4
出来ていない	17
一部出来ていない	1

Q. 事業ごみの区域割りについて

■ 出来ている ■ 出来ていない ■ 一部出来ていない

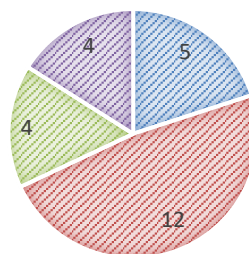


Q. 単価の決定方法について

集計結果	件
自治体が提示	5
協議により決定	12
入札により決定	4
その他	4

Q. 単価の決定方法について

■ 自治体が提示 ■ 協議により決定
■ 入札により決定 ■ その他

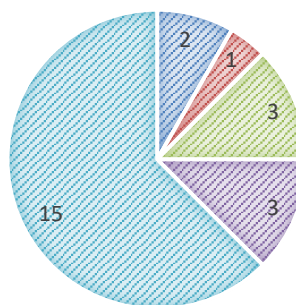


Q. 契約の期間について

集計結果	件
1～3年間	2
4年間	1
5年間	3
2年間	3
1年間	15

Q. 契約の期間について

■ 1～3年間 ■ 4年間 ■ 5年間 ■ 2年間 ■ 1年間

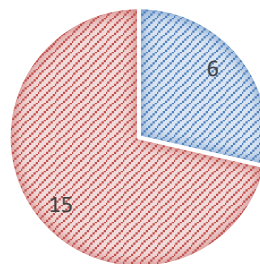


Q. 契約期間中の単価の途中改定について

集計結果	件
改定可能	6
改定不可	15

Q. 契約期間中の単価の途中改定について

■ 改定可能 ■ 改定不可

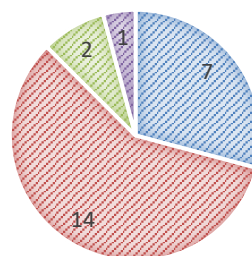


Q. 過去1年間でコスト増加はありましたか

集計結果	件
大きく増加した	7
やや増加した	14
変わらない	2
減少した	1

Q. 過去1年間でコストの増加はありましたか

■ 大きく増加した ■ やや増加した ■ 変わらない ■ 減少した



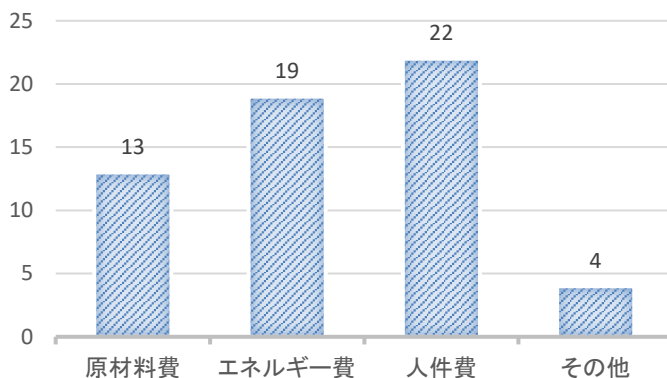
Q. 増加した主なコストについて(複数選択可)

集計結果	件
原材料費	13
エネルギー費	19
人件費	22
その他	4

- ・車両関連
- ・燃料費

Q. 増加した主なコストについて
(複数選択可)

■ 原材料費 ■ エネルギー費 ■ 人件費 ■ その他

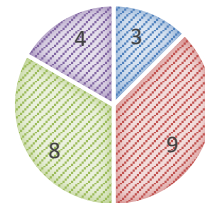


Q. コスト増加分を価格に転嫁できていますか

集計結果	件
十分にできている	3
一部できている	9
あまりできていない	8
全くできていない	4

Q. コストの増加分を価格に転嫁できていますか

- 十分にできている
- 一部できている
- あまりできていない
- 全くできていない

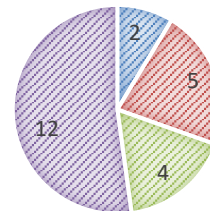


Q. 価格転嫁の割合(目安)

集計結果	件
80%以上できている	2
50~79%	5
20~49%	4
20%未満	12

Q. 価格転嫁の割合(目安)

- 80%以上できている
- 50~79%
- 20~49%
- 20%未満

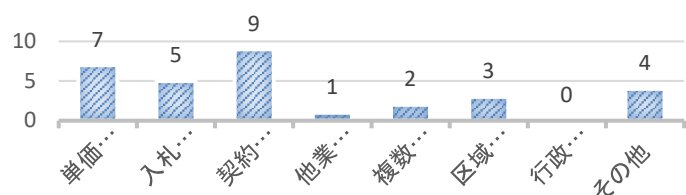


Q. 価格転嫁が難しい理由(複数選択可)

集計結果	件
単価が自治体で一方向的に決定されている	7
入札により最低価格競争になっている	5
契約期間中の単価変更がでない	9
他業務(し尿汲取り等)との関係で価格が調整されている	1
複数の許可業者があり、他社が交渉をしていない	2
区域割りができていない	3
行政から価格転嫁に理解が得られない	0
その他	4

Q. 価格転嫁が難しい理由(複数選択可)

- 単価が自治体で一方向的に決定されている
- 入札により最低価格競争になっている
- 契約期間中の単価変更がでない
- 他業務(し尿汲取り等)との関係で価格が調整されている
- 複数の許可業者があり、他社が交渉をしていない
- 区域割りができていない



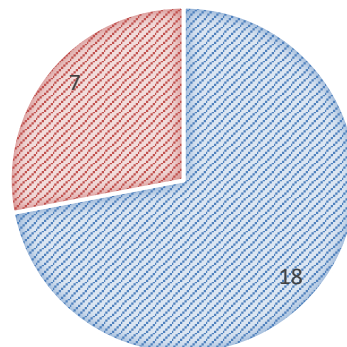
- ・予算の関係もあり、要請したすべて反映できない
- ・組合一括契約のため、意見反映されにくい
- ・今年度から協議予定

Q. 価格交渉は実施しましたか

集計結果	件
実施した	18
実施していない	7

Q. 価格交渉は実施しましたか

■ 実施した ■ 実施していない

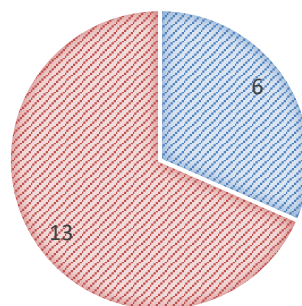


Q. 交渉の結果

集計結果	件
合意できた	6
一部合意	13
合意できなかった	0

Q. 交渉の結果

■ 合意できた ■ 一部合意 ■ 合意できなかった



交渉の結果の理由

- ◆人件費を優先した、物件費は一部のみ
- ◆労務単価の上昇に加え、燃料費修繕費の価格高騰分にて算出し、20%を企業努力80%を行政の方にて交渉出来た
- ◆労務単価の上昇に加え、燃料費等の市場変動に応じて毎年度単価改定を行っている、積算条件について実績に基づいて見直しを行っている
- ◆令和8年度は実施できていないが、令和9年度に向けて交渉している 令和8年度は実施できていないが、令和9年度に向けて交渉している
- ◆家庭系ごみ(委託)入札による決定のため交渉不可
- ◆事業系ごみ(許可)収集運搬料金と処分料金上限金額設定あり、収集運搬料金については、上限金額までの範囲内であれば顧客との協議
- ◆人件費や物価高騰のため、相手側から合意を得た
- ◆委託業務は毎年、原価計算に基づく見積もり提出契約前に原価上昇分について双方合意の上単価に反映できている
- ◆価格改定の必要性について行政の理解を得るため時間を掛けて丁寧に教護を重ねた結果一部合意
- ◆交渉していない
- ◆燃料費や人件費の高騰により従来の価格では事業継続が困難である旨を伝え、近年の物価上昇など処理コスト全体の増加具体的な数値を提示し一定の理解を得た
- ◆元々間接費がほぼ算入されていないまた、利益に関して加算されていない為お願いをするが聞き入れられにくい
- ◆市の予算がない為、委託料据え置き
- ◆令和9年度委託料改定に向けて協議中。事業系ごみの手数料に関しては未定協議継続中。

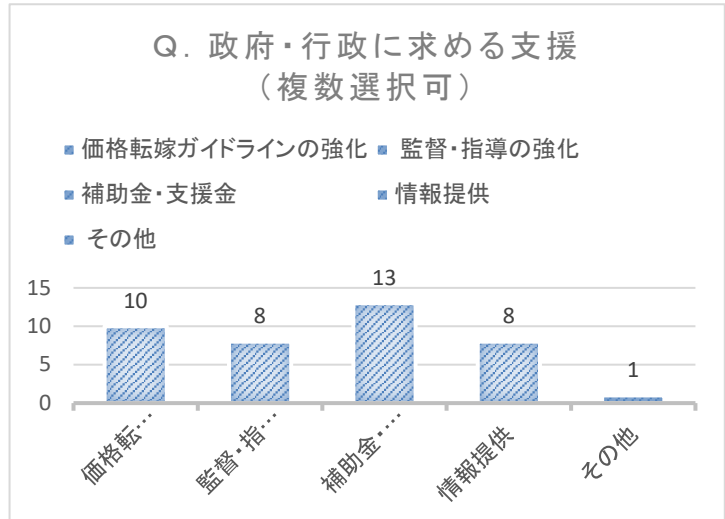
具体的な事例(価格転嫁できなかった事例・行政の回答の内容など)

- ◆要望金額までの格差が大きい為、数年掛けて価格転嫁する意向
- ◆価格転嫁出来ている
- ◆事業系ごみ(区域割なし)のため、顧客と料金協議出来にくい組合はあるが、全社加入していない業者がまとまっていない、組合運営に関しても理解できていない 事業系ごみ(区域割なし)のため、顧客と料金協議出来にくい組合はあるが、全社加入していない業者がまとまっていない、組合運営に関しても理解できていない
- ◆お客様が納得しなかった
- ◆許可業務の区域割りができる区域は、顧客との交渉ができるが区域割なしの区域に関しては単価上昇が顧客離れを引き起こすため、単価が10年以上据え置きとなっている
- ◆行政側にも状況を理解して頂いたが厳しい財政状況を踏まえ双方で継続可能な着地点を模索一部価格転嫁という形で合意
- ◆市の予算がない為、委託料据え置きまた議会で追及された場合説明ができないから据え置きと欲しいと言われた
- ◆現行の業務委託が開始された際に、委託料の見直しについて取り決めがなかったため価格転嫁が不十分となっている。5年ほど前に3年ごとに物価上昇分を考慮した価格改定を行うこととされた。(世帯数の見直しなどは行われぬ。)

Q. 政府・行政に求める支援(複数選択可)

集計結果	件
価格転嫁ガイドラインの強化	10
監督・指導の強化	8
補助金・支援金	13
情報提供	8
その他	1

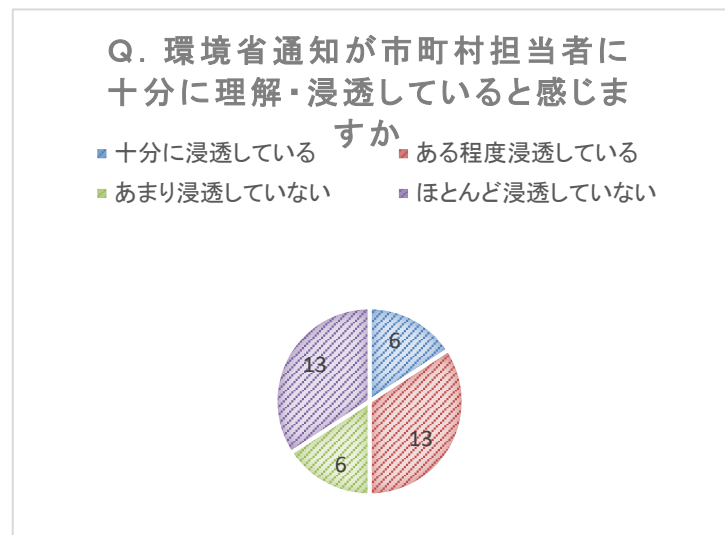
- ・区域割り
- ・車両購入支援補助



Q.環境省通知(労務費の適切な転嫁に関する指針等)が

市町村担当者に十分に理解・浸透していると感じますか

集計結果	件
十分に浸透している	2
ある程度浸透している	5
あまり浸透していない	4
ほとんど浸透していない	12



自由記述

- ◆一般廃棄物収集運搬のうち、ごみの分に関しては価格転嫁出来ているが、し尿も同時に業を行っている場合し尿については交渉が難しくなっており苦戦している。各業務それぞれの社員が従事それぞれに価格転嫁の交渉ができる策が知りたい
- ◆労務費の価格転嫁については、地元自治体は適切に対応してくれている
- ◆し尿以外の事業は基本民間であるが、相手との関係性によりなかなか値上げ出来ない現実がある
- ◆一般廃棄物収集運搬業務の見直し(増額)に対して、自治体に交付税措置があると聞いているが実際にどの程度増額されているか行政の担当部署にはブラックボックス化している。ひも付き交付金が廃止され一括交付金とされたため、環境省通知(労務費の適切な転嫁に関する指針等)を出さざるを得ない状況となっているのではないかと思われる。私たちの業務は国民生活を支える社会インフラであるため、これに係る経費は紐付き交付金であってほしい
- ◆建築土木のような単価表を環境省でまとめて、全自治体に示してもらいたい

令和7年度 循環資源委員会 活動報告

1. 活動方針

- 一 一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進
- 二 業務を遂行するに足る適正料金を実現する

2. 活動計画

- 1) 不当な新規許可の阻止
- 2) 処理計画の確認と合理的な原価計算による適正な価格転嫁の推進
- 3) 適正処理の推進（市町村ごとの課題への対処）
- 4) 研修会の開催
- 5) 諸問題に関する環境省との協議

【まとめ】

令和7年度は、「10・8通知とこれからの一般廃棄物処理業」の研修会の実施と一般廃棄物（ごみ）収集運搬ガイドラインを策定しました。視察研修からは、各地区の要望に対応することを再認識しました。一般廃棄物処理業務における環境省通知「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえ、委員会で作成した一般廃棄物ごみ収集運搬原価計算書とともに、各社の料金交渉に活用してもらいたい。

日 時	場 所	活 動 内 容
令和7年 4月10日 14:00～16:30	環境省訪問 14:00～15:30	環境省 高橋課長補佐、三ツ俣主査 ① 福岡県営住宅における孤独死の一般廃棄物収集運搬業務対応について 排出者の特定が必要になるが、再委託の禁止に抵触する可能性があるため、関係している自治体に連絡を実施する ② 雨ざらしの金属、スクラップなどの置き場が問題になっているが対応について バッテリーの鉛、硫酸などの汚染も考えられ現在、中央審議会では対策を審議中である現在は、各自治体で条例対応を実施しているが今後は、国でも規制を行っていく方向である ③ 環境省・総務省通知について 現状は、価格転嫁が出来ていない自治体が多く存在するスムーズに価格転嫁に対応できるよう再度通知をお願いしたが、前回の通知で出来る範囲は行った実態が不明なため出来る範囲で考慮する

	役員会 15:30～16:30	役員会 ① 令和6年度活動報告確認 ② 令和7年度活動計画案の確認 【参加者】 関根、高橋、近江、鈴木
令和7年 6月5日 14:00～17:00	全国環整連本部	「地域担当責任者会議」 ① 令和7年度委員会運営について ② 全体会議の準備を実施 ③ 環境省訪問の日程の調整を行った（訪問日7月17日） 【参加者】 関根、高橋、近江、鈴木、兜、小椋、三好
令和7年 7月17日 13:00～17:00	環境省訪問 13:00～14:00	環境省 杉本課長、福井企画官、三ツ俣主査 ① 「一般廃棄物処理業務における労務費の適切な価格転嫁について」環境省として総務省の協力も得て対応中 価格転嫁が円滑に実施されているか調査を実施 今月末の主管課長会議で各自治体に価格転嫁が円滑に行われるよう周知すること ② 残置物の取り扱いについて 家財などの残置物について産業廃棄物処理を実施している業者が見受けられる為、環境省として各自治体に通知で対応している ③ 一般廃棄物処理システム指針において、次年度より廃食用油、生ごみなどの分別収集に支援制度を導入するが特別交付税での対応を思案中である ④ 金属スクラップなどのヤード問題について、土壌汚染問題などある為規制を行う方向で協議中 ⑤ サーキュラーエコノミーを踏まえ組織再編を実施したが、窓口は、現状のまま対応する 高度化法についての担当課は決定していない 【参加者】 関根、高橋、近江、鈴木、小椋

令和7年 10月1日 14:30～15:30	オンライン会議	研修会の内容について協議 【参加者】高橋、近江、鈴木
令和7年 11月4日 10:00～11:00	オンライン会議	研修会の内容について協議 出席者状況確認と質問事項の整理 【参加者】高橋、近江、小椋
令和7年 11月20日 11:00～12:30	湯川弁護士事務所	研修会の内容について打ち合わせ 10.8通知他、類似する裁判事例について 質問事項について申し入れ 【参加者】関根、高橋、近江、鈴木、小椋
令和7年 12月4日 14:00～15:00	オンライン会議	研修会及び視察研修会の打ち合わせ 【参加者】高橋、近江、鈴木、小椋
令和7年 12月11日 13:00～16:30	京都市 学校法人YIC学 院貸教室	①「10.8通知とこれからの一般廃棄物収集運搬業」 大阪学院大学教授・弁護士 湯川二郎様 ②「一般廃棄物（ごみ）収集運搬ガイドライン」 高橋由紀ほか 【全体会議】関根、高橋、近江、鈴木、小椋、兜、三好、 権田他54名
令和8年 1月9日 10:00～11:00	オンライン会議	一般廃棄物（ごみ）収集運搬原価計算について 【参加者】関根、高橋、近江、鈴木、小椋
令和8年 1月27日 11:00～12:30	オンライン会議	原価計算について 研修会の内容について 【参加者】関根、高橋、鈴木、小椋



令和8年
2月19日
11:30~18:00

視察研修会

①株式会社ナカダイ 群馬県前橋市駒形町1326
前橋市の一般廃棄物処分業、前橋市他2市1町一般廃棄物収集・運搬業などの他に産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分業、廃棄物再生事業などを展開

- ・リユースからリサイクルまでワンストップ
- ・許可品目が多様で、廃棄物の種類に合わせて対応できる
- ・廃棄物の処理だけでなく、再生資源としてプラスチックをペレット化再使用
- ・排出者の商品開発時点で、リサイクル可能かどうかの相談を受け提案することができる



		<p>②三和エネルギー株式会社 新狭山バイオプラント 埼玉県狭山市新狭山1-11-2 国内最大級のバイオプラント (廃食油のバイオディーゼル燃料の製造) 狭山市他3市と廃食油のリサイクルの関する協定を締結 廃食油を活用した地産地消に取り組みカーボンニュートラル 及びサーキュラーエコノミーの推進を図っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造されたバイオディーゼル燃料の自社配送 ・廃食油の受け入れは、全て有価物のため廃棄物に関する届け出は不要である ・軽油に製造されたバイオディーゼル燃料を混合してバイオ混合燃料が完成 ・バイオ燃料を自社のタンクローリーで現場への配送実施 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>関根、高橋、近江、鈴木、小椋、兜、武田、小山、権田、柴、松本、鉄本、岡山、茂本、三好</p>
令和8年 3月12日 14:00~17:00	TKP 新橋汐留カンファレンスルーム	<p>①原価計算について ②各地区報告 【全体会議】 関根、高橋、近江、鈴木、小椋、兜、高橋、武田、三穂、中島、鉄本、茂本、岡山、三好、中村、堀籠、中村</p>
令和8年 3月19日 10:00~11:00	環境省訪問	<p>環境省 福井企画官、三ツ俣主査 ご挨拶をかねて、価格転嫁の現状などの確認 【参加者】 関根、高橋、近江</p>

環境省訪問3回、役員会議3回、役員オンライン会議5回、全体会議2回、研修会・視察2回

活動費	予 算	¥1,480,000
	執行額	¥1,409,790
	残 額	¥70,210

	東京都労務単価	全国平均労務単価	全国平均労務単価
条件	班長（電工） 34,300 円	班長（電工） 28,017 円	班長（電工） 28,017 円
	運転手（特殊） 31,100 円	運転手（特殊） 29,442 円	運転手（特殊） 29,442 円
	作業員（特殊作業員） 30,700 円	作業員（特殊作業員） 28,111 円	作業員（特殊作業員） 28,111 円
	事務員（普通作業員） 27,000 円	事務員（普通作業員） 23,605 円	事務員（普通作業員） 23,605 円
	1 台 3 名乗車	1 台 3 名乗車	1 台 2 名乗車
	事務員 3 名	事務員 3 名	事務員 2 名
現場部門			
人件費	143,175,396 円	132,144,292 円	91,597,175 円
経費	8,496,947 円	8,469,428 円	7,729,928 円
予備車	8,788,740 円	8,788,740 円	8,788,740 円
計	160,461,083 円	149,402,460 円	108,115,843 円
管理部門			
人件費	23,282,573 円	20,371,980 円	13,581,320 円
経費	10,251,751 円	10,251,751 円	10,201,751 円
減価償却費	14,232,990 円	14,232,990 円	13,766,090 円
計	47,767,314 円	44,856,721 円	37,549,161 円
小計	208,228,396 円	194,259,181 円	145,665,004 円
その他の諸経費（5%）	9,971,983 円	9,273,522 円	6,843,813 円
合計	218,200,379 円	203,532,703 円	152,508,817 円
利益（10%）	21,820,038 円	20,353,270 円	15,250,882 円
総合計	240,020,417 円	223,885,973 円	167,759,699 円
総合計に対する人件費率	69.4%	68.1%	62.7%
1 台当たり単価（利益含む）			
全車両平均（年間）	57,588,201 円	53,554,590 円	39,523,021 円
4 t 車（年間）	57,673,449 円	53,640,199 円	39,608,630 円
3 t 車（年間）	57,519,669 円	53,486,418 円	39,454,850 円
2 t 車（年間）	57,447,779 円	53,414,528 円	39,382,960 円
予備車両（年間）	4,833,807 円	4,833,807 円	4,833,807 円
全車両平均（月間）	4,799,016 円	4,462,882 円	3,293,585 円
4 t 車（月間）	4,806,120 円	4,470,016 円	3,300,719 円
3 t 車（月間）	4,793,305 円	4,457,201 円	3,287,904 円
2 t 車（月間）	4,787,314 円	4,451,210 円	3,281,913 円
予備車両（月間）	402,817 円	402,817 円	402,817 円

令和8年度循環資源委員会活動方針及び活動計画

1. 活動方針

一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進
業務を遂行するに足る適正料金を実現する

2. 活動計画

- 1) 処理計画の確認と区域に相当する契約件数の記載
- 2) 原価計算に基づく適正料金の提示
- 3) 市町村ごとの課題整理及び適正処理に関する対応
- 4) 研修会の開催による知識向上及び会員間の情報共有
- 5) 小浜市最高裁判決と実態との差について環境省との協議

3. 活動予算

活動項目	活動内容	予算
会議費	全体会議 2回×20名×10,000円	400,000円
	責任者会議 5回×5名×10,000円	250,000円
情報交換 研修費	年 2回×8名×10,000円	160,000円
	年 2回×1日×200,000円	400,000円
資料作成等諸経費		30,000円
	合計	1,240,000円

現状・課題

措置事項

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の再生又は保管を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。写真は不適正なスクラップヤードの例。



<施行期日>
公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法等※の改正)

- 再生又は保管**を行う事業に関し、**許可制を導入**。
- 対象物品に応じた**再生、保管の方法の基準を設ける**。
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



<災害廃棄物の処理の推進>

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日>
公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け**、自治体と民間事業者等との間の**災害支援協定の締結の推進**。
- 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。 ※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

※このほか、平成26年改正において手当てする必要があった廃棄物処理法第6条の2について、規定の修正を行う。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の 一部を改正する法律案について

令和8年4月
環境省



現状・課題

措置事項

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壤汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。

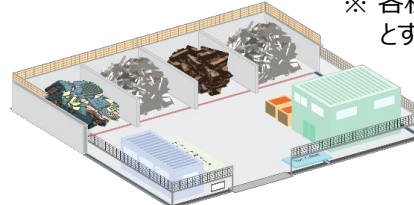


<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法等※の改正)

- 保管又は再生**を行う事業に関し、**許可制を導入。**
- 対象物品に応じた**保管、再生の方法の基準を設ける。**基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



<災害廃棄物の処理の推進>

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日> 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進。**
- 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

※このほか、平成26年改正において手当てする必要があった廃棄物処理法第6条の2について、規定の修正を行う。

法案の背景① スクラップヤードへの規制強化関係

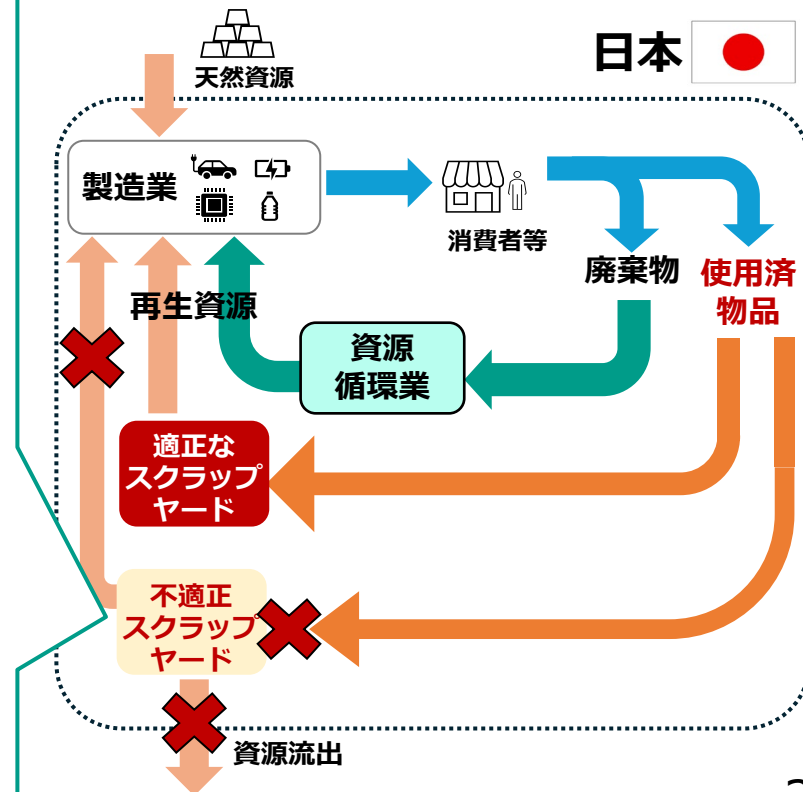
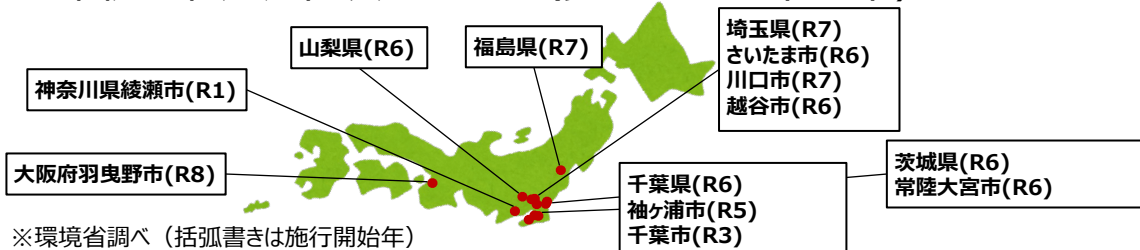
- 一部地域で、スクラップ等の不適正な保管や処分に起因する騒音、水質汚濁、火災の発生等が報告されている。**不適正スクラップヤードに起因する環境汚染の未然防止対策**が必要。
- 不適正スクラップヤードは、環境対策が不十分な分、操業コストが抑えられ、買取価格を通常より高値に設定できる等、適正なスクラップヤードと公正な競争が妨げられており、その解消が重要。
- 国内での**循環資源の回収拡大**や不適正な**国外流出等を抑制**し、**経済安全保障の確保**に向けても重要。

<不適正スクラップヤードにおける環境保全上の支障>

- 全国4,625事業場の一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等の問題発生（計275件） ※都道府県等に対する実態調査（環境省令和7年度実施）

事業場の分類	支障の種類									計	事業場数
	火災	土壌・ 地下水 汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他			
スクラップヤード	35	6	12	44	103	24	30	8	19	275	4,625
金属スクラップ	7	1	3	15	45	6	4	3	7	90	1,978
雑品スクラップ	21	4	2	9	31	8	6	2	8	87	1,204
プラスチック	1	0	0	8	7	6	2	3	2	29	415
その他	6	1	7	12	20	4	18	0	2	69	1,028

- 各地の自治体において、金属スクラップ、プラスチック等の保管に関する条例の制定が相次いでいる（少なくとも5県8市）



法の目的・定義（改正・新設）

要綱第1-1(1) (2)

- 法の目的に、要適正再生使用済金属・プラスチック物品等を追加する。（第1条関係）
- 使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るものを「使用済金属・プラスチック物品」とする。（第2条関係）
 ※廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。
- 使用済金属・プラスチック物品であって、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するものを「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とする。（第2条関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様に規定。

対象物品の考え方

既に本来の用途は終了し
資源としての価値のみがある
〔廃棄物ではないため現在は規制対象外〕

破損や浸水等を考慮せず、
ぞんざいに扱われる性格を有している

包括的に規制の網にかけ生活環境
保全上の支障を未然に防止

要適正再生使用済金属・プラスチック物品



（使用済家電等）



雑品スクラップ

（使用済基板等）



金属スクラップ



使用済プラスチック

使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生に係る許可制（新設）

要綱第1-1(3)イ、ロ

- 有害使用済機器保管等届出制度を廃止する。（第17条の2関係）
- 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、政令で定める基準の遵守等を義務付ける。（第24条の7、第24条の8、第24条の15、第24条の16関係）

※ 都道府県知事の権限は、廃棄物処理法施行令で定める市（指定都市及び中核市を予定）に対して移管する予定。

適正に保管又は再生の事業を行える経理的基礎・技術的基礎等を有する者に事業の許可を与える。

<許可対象となる事業>

◆**保管**（譲渡のためのもの）

◆**再生**（切断、圧縮、破碎、選別、洗浄等、再生のために行う保管を含む。）



※許可を要しない者

- ①事業場が小規模（政令要件）である事業者
- ②国、自治体など適正かつ確実に行うことができる者
- ③完成品の製造における工程（製鉄、精錬等）の一部として行われる再生を行う者

<許可基準の例>

※詳細は政省令で定める

- 事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有していること
- 事業に用いる施設が保管や再生の基準に適合していること
- 申請者が事業を的確かつ継続して行う能力を有していること
- 申請者が欠格要件（拘禁刑に処された者など）に該当していないこと 等

<基準等の遵守の義務付け>

- **保管、再生の基準**（⇒次ページ）の遵守
- 帳簿の作成 等

<有害使用済機器保管等届出制度の廃止>

- 平成29年改正により導入した、有害使用済機器（家電4品目、小型家電28品目）の保管又は処分を業とする者に対する都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度を廃止する。 ※同制度対象者は新たな許可制度の対象となる。

スクラップヤードで求められる保管基準・再生基準のイメージ

保管物の高さの制限

周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から、保管の高さを制限する措置（最大0m等）

飛散・流出の防止措置

みだりに人が入り込まないように、また、保管物が周辺環境へ飛散・流出・崩落しないよう囲いを設置する措置（構造耐力上安全な強度、網フェンス設置等）

分別・保管の措置

電池や油類、モーターなど、火災を発生させるおそれのある物を分別・保管する措置

火災の発生・延焼防止措置

仕切りの設置や保管物同士の距離を空ける措置（保管物同士の間隔0m以上、保管面積0m²以下等）

汚水流出の防止措置

油水分離装置や排水溝を設置する措置

掲示措置

保管場所である旨、保管品目、管理者の氏名・連絡先など必要な事項を周知する措置（0cm×0cmの掲示板等）

地下浸透の防止措置

油の漏洩や汚水の発生・流出等を防止するため、コンクリートなどを敷設する措置

騒音・振動の防止措置

重機の稼働や保管物の積み上げ・積み下ろしに伴う騒音・振動を低減する措置（小型車両・重機の使用等）

※適正な事業者が対応できない基準とならないよう、関係業界の御意見にもしっかりと耳を傾けて、具体の基準を検討する。

廃棄物処理業者や各種リサイクル法の認可事業者への許可みなし（新設）

要綱第1-1(3)二、第2～第6

- 一般廃棄物処分業者等は、許可を受けないで、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等を行うことができるものとする。（第24条の12、第24条の19関係）
- 資源有効利用促進法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法、再資源化事業等高度化法の許認可事業者（一部の委託を受けた事業者を含む。）は、再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生を行うことができるものとする。

既存の廃棄物処理業者、廃棄物処理施設の設置者、各種リサイクル法等の許認可事業者、委託事業者は許可事業者とみなす。 ※保管基準・再生基準等の遵守も同様に義務付ける。

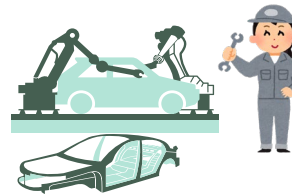
廃棄物処理許可業者等
(一般廃棄物・産業廃棄物)



資源有効利用促進法
認定自主回収・再資源化事業者等



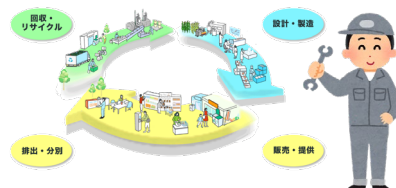
自動車リサイクル法
解体業者・破砕業者



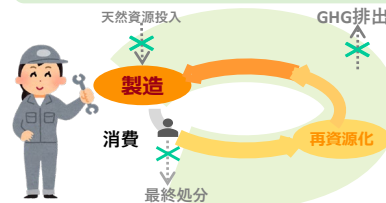
小型家電リサイクル法
認定事業者等



プラスチック資源循環法
認定事業者等



再資源化事業等高度化法
認定事業者等



許認可を受けた事業の内容に応じ、**要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等の事業を可能とする。**

環境汚染のおそれのある使用済金属・プラスチック物品の輸出確認（新設）

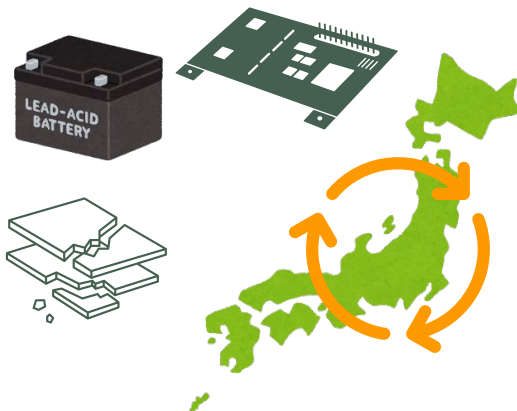
要綱第1-1(4)

- 「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とは、国内において収集された要適正再生使用済金属・プラスチック物品であって、バーゼル法の特定有害廃棄物等に該当するものとし、その再生等はなるべく国内において適正にされなければならないものとする。（第24条の20関係）
- 特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、環境大臣の確認を受けなければならないものとする。（第24条の21関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様。

➡ **海外での環境汚染防止・国内の適正な再生能力の維持のため、国内再生原則を創設。輸出の際は、国内の設備・基準等に基づく環境大臣の確認を義務付け。**

国内再生原則の適用



環境大臣の確認



輸出の際には

輸出確認の要件

1. 国内の設備・技術に照らし、国内で適正な再生が困難と認められるか
2. 困難でない場合は、国内における特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び保管に支障を及ぼさないか
3. 輸出に係る特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生又は保管が、国内の再生基準又は保管基準を下回らない方法によるものか

※特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の例：
使用済鉛蓄電池、電子スクラップ、基準未達の使用済プラスチック等

※無確認輸出は罰則の対象。未遂罪・予備罪も措置。

生活環境保全上の支障等が生じた場合の措置（新設）、罰則その他

要綱第1-1(3)八、(5)、(6)

- 許可業者に対する事業停止命令、許可の取消し等の規定や、報告徴収、立入検査等の規定を整備する。（第24条の9、第24条の10、第24条の17、第24条の22～第24条の26関係）
- 廃棄物処理業者に対する罰則と同等の罰則を措置する。 等

➡ **基準等に違反する許可業者には、事業停止命令等により対処。**
無許可営業、無確認輸出等の違反には、廃棄物と同等の罰則を措置。

都道府県知事等の命令等権限

- 違反行為等を行う許可業者に対しては、都道府県知事による、**事業停止命令・許可の取消し等**により対応。
- 保管基準等が未適合の場合は改善命令・措置命令等により対応。許可を失った事業者等が**スクラップを放置する事案に対しても、措置命令により対応。**



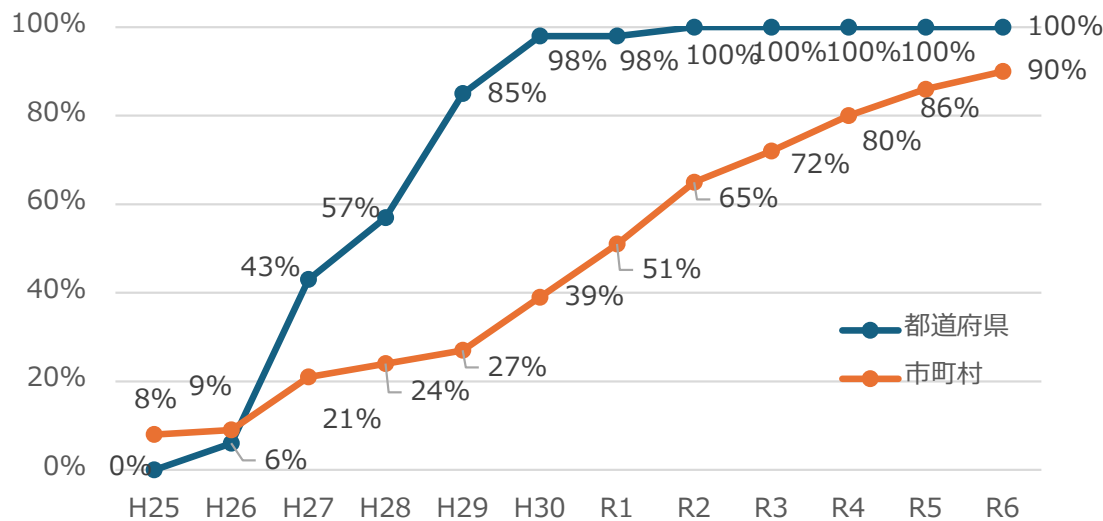
罰則

- 無許可営業、許可不正取得、事業停止命令違反、無確認輸出（未遂含む）等を行った場合には、**最大5年の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金**又はこれを併科する。
- **法人の場合には、最大3億円の罰金**を科する。

法案の背景② 災害廃棄物の処理の推進関係

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 平時の備えについて、災害廃棄物処理計画の策定率は**市町村では90%に留まり**、計画策定済の市町村でも**重要な事項の反映が不十分な状況**から、計画策定等の**準備を平時に推進することが必要**。
 - 発災時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、**災害廃棄物処理の特例措置を更に拡充していくことが必要**。
 - こうした平時、発災時の災害廃棄物対応を進めるための自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、**安定的に支援を行う体制等の構築が必要**。

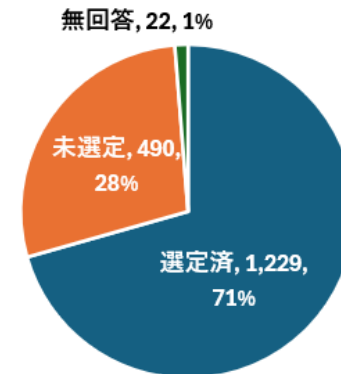
災害廃棄物処理計画の策定率の推移



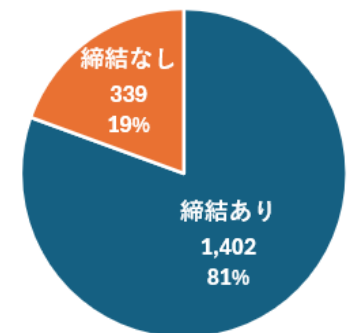
都道府県・市町村の災害廃棄物処理計画策定率
(令和6年度末時点)

計画に盛り込むべき重要な事項(※)の反映状況

- ※計画に盛り込むべき重要な事項(主なもの)
- ✓ 仮置場候補地の選定
 - ✓ 周辺自治体や民間事業者との協定締結
 - ✓ 水害に対する被害想定 等



市町村の仮置場候補地選定率
(令和6年度末時点)



市町村の災害支援協定締結率
(令和6年度末時点)

災害廃棄物の処理に関する協定の締結、計画の記載事項追加（新設）

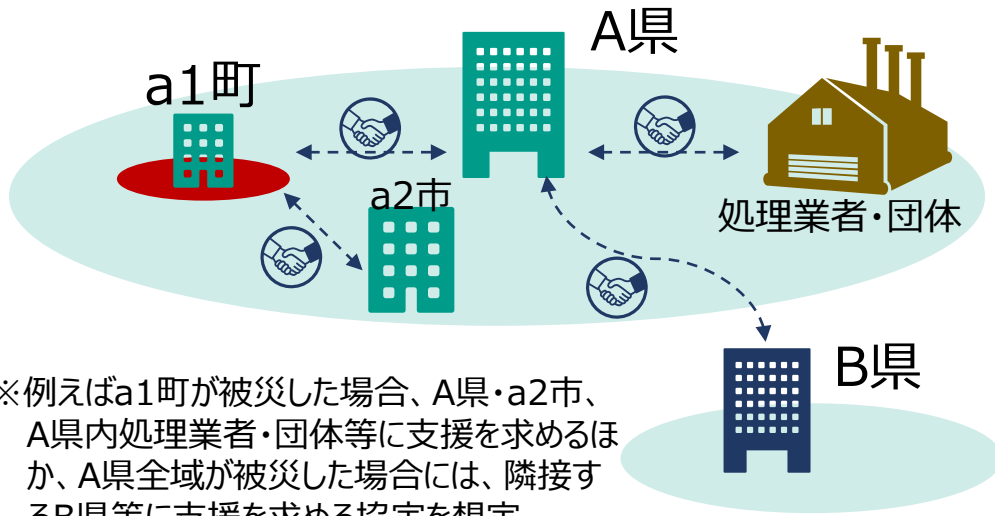
要綱第1-2(1)

- 都道府県及び市町村は、廃棄物処理業者等との間において、非常災害廃棄物の処理に関する協定を締結するよう努めなければならないものとする。（第5条の6の2、第6条の4関係）
- 市町村が定める一般廃棄物処理計画の記載事項に、非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加する。（第6条関係）



平時のうちから関係者と協定を締結するとともに、計画を定めておくことで、**発災後の迅速な対応を可能とする。**

協定締結のイメージ



※例えばa1町が被災した場合、A県・a2市、A県内処理業者・団体等に支援を求めるほか、A県全域が被災した場合には、隣接するB県等に支援を求める協定を想定

計画の記載事項の追加

一般廃棄物処理計画（法定）

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥ **非常災害時における④⑤に掲げる事項に関する施策に関する事項**

現行の規定

追加



今般の改正に伴う各市町村における計画策定を JESCOが支援（p.14、15参照）

地域防災計画等の他の計画との一体策定等、柔軟な制度運用となるよう周知・助言する

災害廃棄物処理の再々委託の規定整備（新設）

要綱第1-2(3)

- 市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者（非常災害廃棄物処理受託者）が、当該処理を他人（非常災害廃棄物処理再受託者）に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者が当該処理を他人に再々委託することができるものとする。（第6条の2関係）

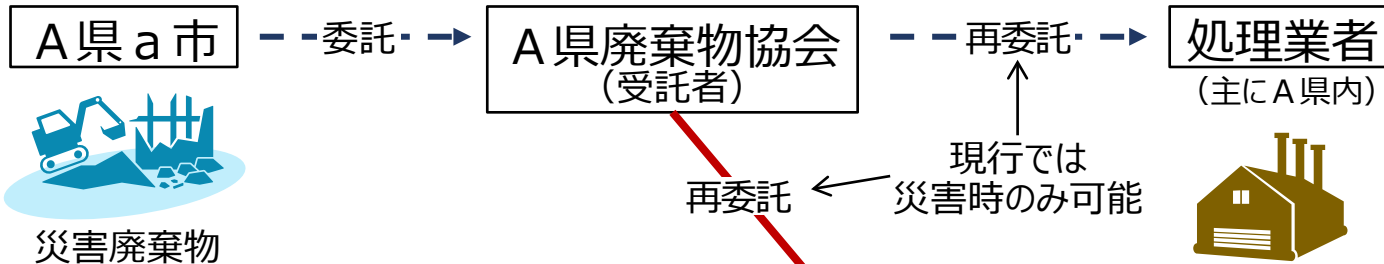


現行制度では災害廃棄物の処理の再委託が可能であるものを、再々委託まで可能とし、効率的な災害廃棄物の処理を可能とする。****

災害時の委託の流れ

※廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任の所在を不明確にし、不適正な処理を誘発するため再委託を厳しく制限している。

現行制度



A県内の処理業者では対応が不足し、県外の処理業者に委託を行う場合、B県内の処理業者についての実情に詳しいB県廃棄物協会を通して委託をすることが効果的

制度改正後



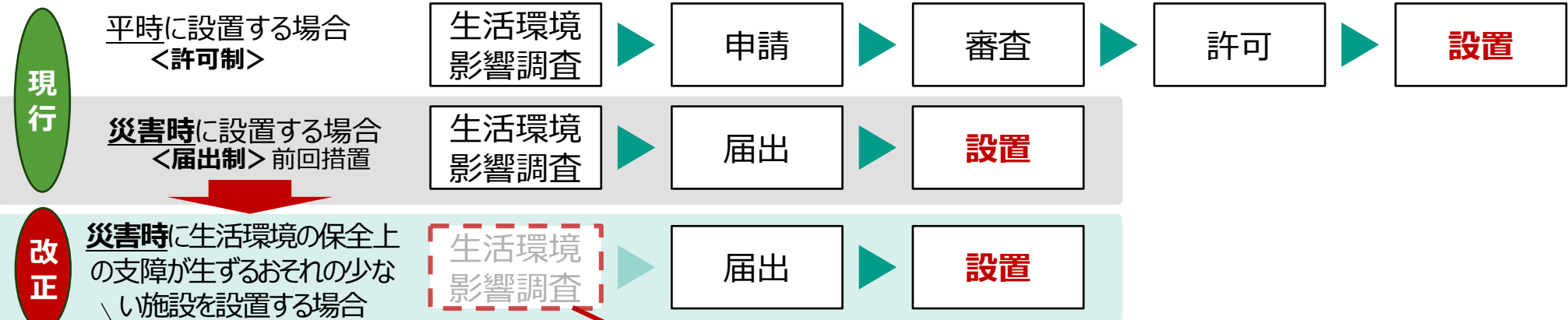
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（改正）

要綱第1-2(4)

- 非常災害廃棄物処理受託者等は、非常災害廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設（繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ないもの）を設置するためにその旨を都道府県知事に届け出る場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略することができるものとする。（第9条の3の3関係）

➡ **生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の設置に関する手続きを合理化し、当該施設の設置に要する期間を短縮する。**

設置に係る主な手続



生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の例

生活環境影響調査の添付を省略可能とし、調査に要する期間を短縮
産業廃棄物処理業者が保有する既存施設も対象

左：廃石膏ボード再生専用の破碎施設
右：廃畳専用の切断施設（繊維くずの破碎施設）

非常災害に係る最終処分場の指定（新設）

要綱第1-2(5)

- 都道府県知事は、一般廃棄物の最終処分場等であって基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができるものとし、当該設置者は、非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならないものとする。
（第9条の3の4関係）



**埋め立てざるを得ない災害廃棄物の最終処分場を平時から確保し、
発災時に円滑かつ迅速に処理する体制を構築可能にする。**



①申請
②指定



最終処分場

↓
非常災害廃棄物
最終処分場

埋め立てざるを得ない廃棄物の例



廃棄物処理施設に対して義務付けられている定期検査を免除。

専門支援機関への委託・JESCO事業への災害廃棄物事業の追加

要綱第1-2(6)、第7-1

- 国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を推進するとともに、当該事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）その他の機関に委託することができることとする。（廃掃法第23条の2の2関係）
- JESCOの事業として次の（1）（2）を追加する。
 - （1）市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。（第7条第1項第5号関係） **※災害時の事業**
 - （2）国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。（第7条第1項第6号関係） **※平時の事業**

**➡ 専門支援機関（JESCO）が国の事業の一部を担うことにより、
平時・災害時のいずれにおいても人員・専門的知見が不足する自治体を支援**



仮置場設置の技術的助言（穴水町）



ドローンを用いた災害廃棄物搬入量の把握（輪島市）

【参考】専門支援機関の必要性とJESCOの役割

- 被災自治体が単独で膨大な災害廃棄物処理を実施することは困難であり、環境省等の支援が前提。
- 大雨等の災害増加による被害の広域化・複合化や自治体の人員・専門的知見の不足から、環境省のみで災害現場の支援を担うことは限界があり、平時から経験・ノウハウを蓄積した専門支援機関が環境省と連携して、被災自治体の災害廃棄物処理を支援することが効果的。
- 中間貯蔵事業等にて廃棄物の収集から処理までの一連の事業の実施により得た経験・ノウハウや関係機関とのネットワーク基盤があり、災害支援実績も有するJESCOが専門支援機関として事業を実施。

専門支援機関が実施予定の事業

- 平時**
- ・ 災害廃棄物処理計画、災害支援協定に係る技術的助言
 - ・ 処理の進捗管理のためのデジタル支援ツールの整備・運営
 - ・ 処理困難な災害廃棄物の適正処理に関する研究・開発 等

- 災害時**
- ・ 現地への職員派遣、被害状況調査
 - ・ デジタル支援ツールの提供
 - ・ 発注・契約・施工管理等の各種事務支援 等

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）概要

- JESCO法に基づき設置された国が100%出資する特殊会社
- PCB廃棄物処理事業、中間貯蔵事業に加え、現行法※の範囲内で、環境省とともに災害廃棄物処理に係る自治体支援を実施。

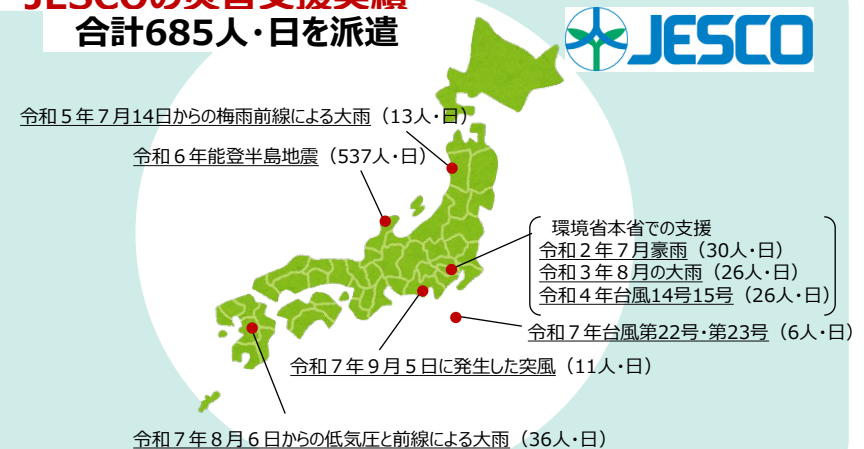
※JESCO法第7条 会社は、(中略)次に掲げる事業を営むものとする。
第5号 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと

これまでの主な支援内容

- ✓ 廃棄物処理施設の被災状況の情報集約・整理
- ✓ ドローンを用いた仮置場状況の確認・廃棄物量の把握等
- ✓ 広域処理に係る受入自治体との調整や進捗管理
- ✓ 被災自治体と処理支援者とのマッチング支援



JESCOの災害支援実績 合計685人・日を派遣



過去の改正時の手当漏れを訂正

要綱第1-1(6)

- 廃棄物処理法における「処分」の定義に係る規定の誤りの訂正を行う。（第6条の2第1項関係）

廃棄物処理法において「処分」とは、①廃棄物の処理に係る「処分」、②行政処分の「処分」の意味で使用されており、両者の意味を峻別するための規定。廃棄物処理法内で「処分」は基本的に①を指すが、第6条の2第1項中の括弧書きに列挙されている条項は②を指す。ここに「第24条の2第3項」の列挙が漏れていた。

正	誤（現行の規定）
<p>（市町村の処理等） 第六条の二 市町村は、…収集し、これを運搬し、及び処分（再生を含む。…、<u>第二十四条の二第二項及び第三項</u>、…並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）<u>をしなければならない。</u></p>	<p>（市町村の処理等） 第六条の二 市町村は、…収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。…、<u>第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。</u>）<u>しなければならない。</u></p>

※行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）で第24条の2第3項（政令市の委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に関する環境大臣への再々審査請求に係る規定）を加えた際の手当漏れ。

※廃棄物処理法第24条の2第3項は、「第一号法定受託事務に係る処分」と規定されており、行政処分を指すことが明らかであることから、これまでの間、法運用上の具体的な支障が生じるようなものではない。